

工事番号	1
------	---

利尻礼文サロベツ国立公園沓形岬園地改修工事

---

## 特記仕様書

北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課

共通事項特記仕様書

I	工	事	概	要	及	び	範	囲
II	各							事
III	総	合	評	価	方	式	に	よ
第1章	一	般	共	通	事	項		項

改修工事特記仕様書

第2章	仮		設		工			事
第3章	防	水	改	修	工			事
<del>第4章</del>	<del>外</del>	<del>壁</del>	<del>改</del>	<del>修</del>	<del>工</del>			<del>事</del>
第5章	建	具	改	修	工			事
第6章	内	装	改	修	工			事
第7章	塗	装	改	修	工			事
第8章	耐	震	改	修	工			事
<del>第9章</del>	<del>環</del>	<del>境</del>	<del>配</del>	<del>慮</del>	<del>改</del>	<del>修</del>	<del>工</del>	<del>事</del>
第10章	屋		根		工			事
第11章	そ			の				他

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 利尻郡利尻町沓形字富士見町  
 2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	公衆トイレ	木造・平屋建	1.00	棟	特記事項による
○					
○					
○					

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考
○				2DK	戸	m <sup>2</sup>	
				2LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				3LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				住戸部計	0 戸	m <sup>2</sup>	
○				2DK	戸	m <sup>2</sup>	
				2LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				3LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				住戸部計	0 戸	m <sup>2</sup>	
○				2DK	戸	m <sup>2</sup>	
				2LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				3LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				住戸部計	0 戸	m <sup>2</sup>	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無  
 4. 指定部分工事  
 (1) 工事範囲  
 (2) 指定工期 契約日より 令和6年(2024年)3月22日 まで  
 5. 別途工事  
 6. 施工区分(分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填	○	○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
ルーフドレン排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○				接続は衛生
木製建具枠の取付け	○				木製建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		
水道検針盤		○	○	○	
灯油集中盤への配線接続		○	○	○	

## II 各 工 事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
  - (1) 章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
  - (2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしない場合は\*印をつけたものを適用する。
  - (3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、(※)印のつけたものがある場合は、共に適用する。
  - (4) 特記事項に記載の( )内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 \* 有 ○ 無
5. 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる様式等は、下記による。 (1.2.4)
- (1) 落札後、直ちに提出する書類
  - ・口座登録所兼支払種別選択申出書
  - ・契約書
  - ・経常建設共同企業体協定書(甲)の写し
  - ・付属協定書
  - ・契約保証書(原本)
- (2) 契約後、速やかに提出する書類
  - ・工事工程表
  - ・請負代金内訳書
  - ・現場代理人等指定通知書
  - ・施工体制台帳1
  - ・1級等の施工管理技術検定合格証書の写し又は管理技術者証の写しもしくは経歴書
  - ・健康保険被保険者証または管理技術者証の裏面もしくは住民税特別徴収税額通知書
  - ・共同企業体編成表
  - ・積算労務単価報告書
  - ・下請契約額申出書
  - ・保険関係成立の証
  - ・建設業退職金共済制度掛金収納書(発注者用)
  - ・建設業退職金共済掛金収納書を提出しない理由書
- (3) 該当する場合、速やかに提出する書類
  - ・下請負人選定通知書
  - ・施工体制台帳2
  - ・施工体制台帳3
  - ・施工体制台帳4
  - ・下請契約書の写し
  - ・施行体系図
  - ・労務者配置予定表
  - ・火災保険等付保通知書
  - ・建設リサイクル変更協議書
  - ・瑕疵担保責任の履行の確保に関する届出
- (4) 施工中の必要の都度提出する書類
  - ・請求書(前払)
  - ・前払金用途変更申込書・承諾書
  - ・中間前金払認定請求予定通知書
  - ・中間前金払認定請求書
  - ・請求書(中間前払)
  - ・中間前払金保証に係る前払金用途変更申込書・承諾書
  - ・出来型部分等確認請求書
  - ・請求書(部分払)
  - ・VOC測定結果報告書
  - ・立会願
  - ・段階確認願
  - ・電気工作物の改修立ち入り協議書
  - ・中間検査実施可能日報告書
  - ・中間検査部分完了通知書
  - ・請負代金額変更請求書(単品スライド)
  - ・請負代金額変更請求書(インフレスライド)
  - ・社会保険等未加入建設業者等を下請け契約の相手方とした理由書



### Ⅲ 総合評価方式による必要事項

#### ○ 標準型総合評価方式 技術提案について

##### 1. 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。

##### 2. 責任の所在

発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。

##### 3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

---

---

---

---

#### ○ 簡易型総合評価方式（施工計画審査タイプ） 技術評価項目について

##### 1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

##### 2. 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

##### 3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

##### 4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

###### (1) 簡易な施工計画

7. 入札時に加点評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。

1. 減点は、1項目当たり最大5点とする。

###### (2) 主任（監理）技術者

7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

1. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

###### (3) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

###### (4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

1. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式（施工実績審査タイプ）

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 主任（監理）技術者

7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

1. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(2) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

1. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

項 目	特 記 事 項														
▶ 1. 道産材等の優先使用	<p>本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）</p>														
▶ 2. 環境への配慮	<p>受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築工事シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと。</p> <p>(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1）          本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の1）から3）を満たすものとする。</p> <p>7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。</p> <p>4. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。</p> <p>7. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。</p> <p>※1 化学物質を放散する建築材料等          合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤</p> <p>(2) 環境物品等の調達          本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。          上記における同調達方針として、資材（機材及び材料を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを積極的に選択・使用するように努めること。</p> <p>(3) 工事中の留意事項          7. 換気の励行          工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。</p> <p>4. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置          改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。          また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。</p> <p>(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定          室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。</p> <p>【測定対象化学物質の種類及び指針値】</p> <table border="1" data-bbox="560 1776 1417 2029"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質</th> <th>厚生労働省の指針値（25℃の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.08ppm（100μg/m<sup>3</sup>）</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07ppm（260μg/m<sup>3</sup>）</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>0.05ppm（200μg/m<sup>3</sup>）</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.88ppm（3,800μg/m<sup>3</sup>）</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.05ppm（220μg/m<sup>3</sup>）</td> </tr> <tr> <td>パラジクロロベンゼン</td> <td>0.04ppm（240μg/m<sup>3</sup>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用          濃度測定 ○ 行う ○ 行わない</p>	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m <sup>3</sup> ）	トルエン	0.07ppm（260μg/m <sup>3</sup> ）	キシレン	0.05ppm（200μg/m <sup>3</sup> ）	エチルベンゼン	0.88ppm（3,800μg/m <sup>3</sup> ）	スチレン	0.05ppm（220μg/m <sup>3</sup> ）	パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m <sup>3</sup> ）
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）														
ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m <sup>3</sup> ）														
トルエン	0.07ppm（260μg/m <sup>3</sup> ）														
キシレン	0.05ppm（200μg/m <sup>3</sup> ）														
エチルベンゼン	0.88ppm（3,800μg/m <sup>3</sup> ）														
スチレン	0.05ppm（220μg/m <sup>3</sup> ）														
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m <sup>3</sup> ）														



	測定箇所	( ) 箇所 ※測定する位置は、図示による。
	測定回数	* 1回 ○ 2回
	測定時期	※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。
	測定方式	拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。
	分析方法	厚生労働省の示している分析方法による。 (測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。)
▶	3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。
▶	4. 合法木材の使用	地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。 木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのライドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶	5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶	6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・ 風 速 ( $V_0 = 32 \text{ m/s}$ ) ・ 地表面粗度区分 ( ○ I ○ II ● III ○ IV ) ・ 垂直積雪量 ( 150 cm)
▶	7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、北海道建設部建築局営繕工事記録写真撮影要領による。 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」によるものとする。
▶	8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も、「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、 (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
▶	9. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。

▶ 10. 交通安全管理

- (6) 公道の汚染防止に努めること。  
(7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。  
受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。

- (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。  
なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。  
(2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。  
(3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。  
(4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。  
(5) 建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。

▶ 11. 工事完成時の提出図書等

工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。

- (1) 完成図関係
- ・ 完成図（A3判）
    - ・ 教育庁物件及び道営住宅物件 1部
    - ・ その他の物件 2部
  - 新営工事（位置図・配置図・面積表・平面図）
  - 改修工事（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等）
  - ・ 完成図（A3判）を製本したもの 3部  
（道営住宅など、指定管理者により管理するものは4部）
    - \* 道営住宅物件は表紙をラミネート加工とする
  - ・ 設計原図の貸与 \* 有り ○ 無し
  - ・ CADデータの貸与 \* 有り ○ 無し
  - ・ CADデータの貸与有りの場合
    - \* 完成図のCADデータ及びPDFデータ CD-Rによる
- (2) 保全に関する資料（提出部数 \* 1部 ○ 部）
- (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書）  
\* 道営住宅物件に適用

各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。

指導案内書 A4判カラーを標準とする 建設戸数+1部  
同上データ CD-Rによる 1式

- (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

▶ 12. 工事特性・創意工夫・社会性等

▶ 13. 電力基本料金

▶ 14. 発生材の処理等

本受電から引渡しまでの電力基本料金 ○ 本工事 ● 別途  
発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。  
処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提示すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： \_\_\_\_\_

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： \_\_\_\_\_

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）
1. 金属くず商許可業者（警察許可）

- (3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内 片道運搬距離 ( _____ km)
種 類	
処理方法	
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内 片道運搬距離 ( _____ km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
処分場所	【 宗谷 】（総合）振興局管内 片道運搬距離 ( 3.3 km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内 片道運搬距離 ( _____ km)
種 類	建設発生木材
処分場所	【 宗谷 】（総合）振興局管内 片道運搬距離 ( 34.6 km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

- (5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内 片道運搬距離 ( _____ km)
種 類	
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内 片道運搬距離 ( _____ km)

- (6) その他の発生材

種 類	金属くず
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 宗谷 】（総合）振興局管内 片道運搬距離 ( 54.1 km)

種類	ガラス・陶磁器類
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 宗谷 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 ( 54.1 km)
種類	廃プラスチック類
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 宗谷 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 ( 54.1 km)
種類	アスファルトフェルト
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 宗谷 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 ( 54.1 km)
種類	断熱材
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 宗谷 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 ( 54.1 km)
種類	混合物
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 宗谷 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 ( 54.1 km)

- (7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業者名	( ○ ○ ○ ○ ○ )
許可番号	× × × × ×

- (8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「有効資源利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するように努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

有効資源利用促進法で定められた一定規模以上の工事  
(次表の一つでも該当するもの)

- 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m <sup>3</sup> 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

- 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m <sup>3</sup> 以上
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材	合計 200 t 以上

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)  
 なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

1. 分析調査

○行う ○行わない

▷ 16. 特殊な建築副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	【 】 (総合) 振興局管内
	片道運搬距離 ( km)

1. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	【 】 (総合) 振興局管内
	片道運搬距離 ( km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 ( km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 ( km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に処理を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機
処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 ( km)

(5) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸))

種類	○ 泡消化剤 ○ その他 ( )
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	【 】 (総合) 振興局管内
	片道運搬距離 ( km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ( )
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 ( km)
	【 】 (総合) 振興局管内
	住 所：
片道運搬距離 ( km)	

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税	<p>本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。</p>
▶ 18. 自主施工期間の施工条件	<p>自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。</p>
▶ 19. 季節労働者などの雇用	<p>ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。</p>
▶ 20. 下請負人等への支払いの適正化	<p>＜工種＞ コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事</p>
▶ 21. 火災保険等	<p>工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。</p>
▶ 22. 法定外の労災保険の付保	<p>下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（90日以内）するよう努める。</p>
	<p>工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱は次による。</p>
	<p>(1) 付保する保険</p>
	<p>工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。</p>
	<p>なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。</p>
	<p>(2) 保険金</p>
	<p>原則として請負代金額とする。</p>
	<p>(3) 保険の期間</p>
	<p>保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。</p>
	<p>工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。</p>
	<p>完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。</p>
	<p>(4) 対象外工事</p>
	<p>次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。</p>
	<p>(7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事</p>
	<p>(4) 外構工事</p>
	<p>(5) 保険契約の変更</p>
	<p>保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。</p>
	<p>(6) 保険証券等の提出</p>
	<p>保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。ただし、施工計画書等に添付された証券等の写し、保険会社の証明書等により、保険の内容が確認できる場合は、省略できるものとする。</p>
	<p>(7) 協議</p>
	<p>この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p>
	<p>本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>
	<p>(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p>

- (2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- (4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- (5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 23. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 24. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。

- (2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

ア. 快適トイレに求める標準仕様

(ア) 洋式便座

- (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）

- (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）

- (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）

- (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）

- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- (イ) 周囲からトイレの入口に直接見えない工夫

- (ウ) サニタリーボックス

- (エ) 鏡付きの洗面台

- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品

ウ. 推奨する仕様、付属品

- (ア) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）

- (イ) 擬音装置

- (ウ) 着替え台

- (エ) フラッパー機能の多重化

- (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備

- (カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(3) 従来品相当額（10,000円／基・月）を差し引いた設置費用（実費用）が51,000円／基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行う。  
 ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、受発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。  
 なお、ハウス型等で男女別トイレが一体となった快適トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と、従来品相当額の金額を20,000円／基・月と読み替える。

(4) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意する。

7. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。  
 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。

1. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を工事監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。

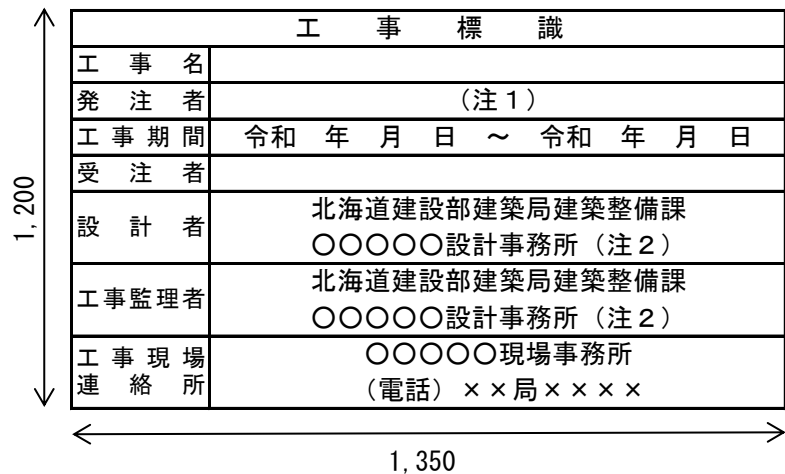
ウ. 手配が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことができる。

▶ 25. 建設業退職金共済制度

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

▶ 26. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。



注1 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部と記載する。

注2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

▶ 27. 公共工事労務費調査  
に対する協力

(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。



▶ 28. 工事実績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事実績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。

（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）

▶ 29. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事1件の請負代金額が200万以上の工事）ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

▷ 30. 中間検査の実施

(1) 中間検査の実施

本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○ _____	○ 基礎工事	○ 配筋完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 躯体完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 鉄骨建方 完了時
○ _____	○ _____ 階	○ _____ 完了時
○ _____	○ _____	○ _____ 完了時

(2) 上記のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。

(3) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。

▷ 31. 抜き打ち検査の実施

(1) 抜き打ち検査の実施

本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○ _____	○ 杭工事	杭工事施工中
○ _____	○ _____	

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。

(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

▶ 33. 重点的な監督業務の実施

公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。

なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。

▷ 34. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

▶ 35. 電子納品

北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。

(1) 電子納品の対象書類

電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参考にし、工事監督員と協議の上、決定するものとする。

- (2) 情報共有
7. 情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。
1. 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。
- (3) 要領・基準  
電子納品は、「ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を準用する。
- (4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備
7. 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。
1. 本工事の契約締結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。
- (5) 電子納品  
本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（CD-R等）により2部を市販ファイル（A4版）に綴じて提出する。
- (6) 調査への協力  
受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。
- (7) その他  
電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。

▶ 36. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について

地域外（遠隔地）からの建設資材調達に係る設計変更について（試行）

- (1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

▶ 37. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

- (1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。  
なお、当該試行による変更項目は、次による。

(実績変更対象項目)

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできません。

- (2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。
7. 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。
  4. 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工打ち合わせ簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。  
ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。
  - ウ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。
  - イ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。
  - オ. 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
  - カ. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
  - キ. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目	実績変更対象項目	当初積算方法
共通仮設費	仮設用借地料（準備費） （地域外労働者確保に要する）現場事務所（敷地外）、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。

	宿舎費 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊 した場合に要した費用 (労働者送迎費：労働者をマイク ロバス等で日々当該現場に送迎輸 送するために要した費用(運転手 賃金、車両損料、燃料費等含 む))	○当初積算では計上していない。
現場 管理 費	募集及び解散に要 する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の赴任手当、労働者の帰省 旅費・手当	○当初積算では計上していな い。 (地域外労働者以外にかか る募集及び解散に要する費用 については現場管理費率に含 む)
	賃金以外の食事、 通勤等に要する費 用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の食事補助、交通費の支給 費用	○当初積算では計上していな い。 (地域外労働者以外にかか る賃金以外の食事、通勤等に 要する費用については現場管 理費率に含む)

▶ 38. 週休2日モデル工事

- (1) 建築、電気及び管工事のうち、受注者が希望する工事を「週休2日モデル工事」の対象とする。
- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、工事監督員に申し出のうえ「週休2日モデル工事」として施工できる。
- (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業(現場事務所や仮設資材の搬入・設置等)に着手した日から後片付け作業(現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等)を終えた日までの期間をいう。なお、年末年始6日間(12月29日～1月3日)及び夏季休暇3日間(8月13日～15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- (5) 4週8休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。  
 [現場閉所率の算定方法]  

$$K(\%) = A / B \quad \text{※} K : \text{現場閉所率}(\%)$$

$$A : \text{対象期間における現場閉所日数}$$

$$B : \text{対象期間の日数}$$
- (6) 現場閉所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所での書類整理等の事務的内業を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (7) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (8) 発注者は、以下のア～ウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

- 7. 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）  
補正係数1.05
  - 4. 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）  
補正係数1.03
  - ウ. 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）  
補正係数1.01
- (9) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 7. 工事着手前
    - ・ 受注者は、現場閉所予定日を記載した計画工程表を施工計画書に添付し工事監督員へ提出する。
    - ・ 工事監督員は、受注者より受領した計画工程表により、週休2日が確保されていることを確認する。
    - ・ 「対象期間」の設定として、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
  - 4. 工事着手後
    - ・ 受注者は、監督員による現場閉所の状況等の確認のため工事週報等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出する。
    - ・ 工事監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事週報等により、定期的に現場閉所の状況、対象期間における現場閉所日数を確認する。
- (10) 「受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- (1) 執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜（以下、時間外等という。）の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。  
なお、設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事は除く。
  - (2) 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。  
その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
    - 7. 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿
    - 4. 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表
    - ウ. 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書
    - イ. その他、工事監督員が求める書類
  - (3) 受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。
    - 7. 時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書
    - 4. 7.の状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示
  - (4) 工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。

▶ 39. 「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行について



- ウ. 受注者は、イ.で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況が分かる写真を撮影する。
- エ. 受注者は、イ.で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況が分かる写真を撮影する。工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、ウ.で撮影した写真を添付する。
- オ. 工事監督員（総括監督員）は、「実施状況報告書」により、イ.で提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施工成績評定の「6.社会性等」の該当評価項目を加点評価する（ただし、工事施工成績評定を行わない場合を除く。）。  
 なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又はイ.の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。

(4) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

▶ 44. ゴム製品等に係る品質確認について

(1) ゴム製品等に係る品質確認等

ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。

なお品質証明において、以下の試験及び検査を行う際、製品に応じて必要な規格（計測項目）について取得するものとする。

通常状態での試験（常態試験）～ 硬さ、比重、引張強度、伸び

熱老化試験 ～ 熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）

圧縮永久ひずみ試験 ～ 圧縮による残留歪み

製品検査 ～ 外観、寸法、性能

(2) ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し工事監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

▷ 45. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について

(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施工成績評定を実施する試行工事である。

(2) 本工事において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

・技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。

・現場利用料：CCUSのシステム使用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。

・対象期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。

- (3) 本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組み旨を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施工成績評定において加点評価を行うものとする。
- 〈評価対象項目〉
- ①事業者登録
  - ②管理者ID（現場管理者）登録
  - ③技能者の就業履歴の蓄積
  - ④アンケートの提出
- 〈判断基準〉
- ①元請企業の登録
  - ②当該現場の登録
  - ③対象期間の日数の50%以上蓄積
  - ④工事完成までに発注者に提出
- ※既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。
- (4) 発注者は、受注者に対して(3)に掲げる基準の達成状況を記録した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。
- 〈提出資料の例〉
- 就業履歴一覧（月別カレンダー）など
- 受注者が、(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施工成績評定基準の工事成績採点の考査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫 ■ 施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。
- (6) CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として計上することとする。
- この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費率の対象外とする。
- ア カードリーダー設置費用
- カードリーダーの購入等の費用について、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。
- また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。
- なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。
- イ 現場利用料（カードタッチ費用）
- 現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、共通仮設費として計上することとする。
- なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金よる請求に含まれる範囲に限り対象とする。
- (7) 受注者は、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。
- (8) 本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。



▷ 46. 遠隔臨場の試行工事

(1) 当該工事は、「建設局発注営繕工事における遠隔臨場の試行工事（以下「試行工事」という。）の対象工事である。受注者における「段階確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（工事監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、モバイル端末等による映像と音声の双方向性通信を使用して、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。

なお、本試行工事は、「建設局発注営繕工事における遠隔臨場の試行実施要領（案）」の内容に従い実施する。

(2) 試行内容

ア 材料確認、立会での確認

(7) 受注者がモバイル端末等により撮影した映像と音声を工事監督員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、必要な場合は録画する。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

(4) モバイル端末等の使用は、「材料確認」と「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告等でも活用効果が期待されることから、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

イ 機器の準備

本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、工事監督員と協議し決定するものとする。

ウ 効果の検証

本試行工事に関するアンケート調査の協力依頼があった場合には協力するものとする。

エ 費用

試行にかかる費用については、共通仮設費として計上することとし、原則として最終の設計変更時に行うものとする。なお、これらの費用は現場管理費及び一般管理費等率の対象外とする。

なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加が必要となる費用を計上するものとする。

● 第 2 章 仮 設 工 事

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の章・節・項を示す

項 目	特 記 事 項																													
▷ 1. 騒音・粉じん等の対策	(1) 防音パネル (2.1.3) ○ 設ける (設置範囲：図示) * 設けない																													
▶ 2. 足場等	(2) 防音シート * 設けない ○ 設ける (設置範囲：図示) (1) 内部足場 * 脚立足場 ○ 枠組棚足場 (2.2.1) (2) 外部足場 ● 設置する 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 (3) 災害防止 (2.2.1) ○ ネット状養生シート (○ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類) ○ 養生防護棚 (○ 金網張 ○ 金網式養生枠) ○ 養生シート (○ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類) (4) 材料、撤去材等の運搬方法 (表2.2.1) ○ A種(二本構リフト等) ○ B種(トラッククレーン等) ○ C種(既存EV利用) ○ D種(既存階段) ○ E種(登り桟橋等)																													
▶ 3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生 (2.3.1) * 行わない ○ 行う 養生方法 * ビニルシート ○ _____ (2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管場所等 * 行わない ○ 行う 養生の方法 * ビニルシート ○ _____ 保管場所 _____ (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動 * 行わない ○ 行う 移動場所 _____																													
▷ 4. 仮設間仕切り等	(1) 仮設間仕切り等の種別 (2.3.2 表2.3.1)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下 地</th> <th>材 質</th> <th>充填材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ A種</td> <td>○ 木下地</td> <td>* せっこうボード (* 9.5 ○ )</td> <td>厚さ _____ mm</td> <td>○ 片面</td> </tr> <tr> <td>○ B種</td> <td>* 軽量鉄骨</td> <td>○ 合板 (* 9.0 ○ )</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>* C種</td> <td>○ 単管下地</td> <td>○ 全面シート</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設扉</td> <td>* 木製扉</td> <td>* 合板張り程度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 鋼製扉</td> <td>* 片面フラッシュ程度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	種別	下 地	材 質	充填材	塗 装	○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (* 9.5 ○ )	厚さ _____ mm	○ 片面	○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (* 9.0 ○ )	—	* 無し	* C種	○ 単管下地	○ 全面シート	—	—	仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	—	○ 鋼製扉	* 片面フラッシュ程度	—	—
種別	下 地	材 質	充填材	塗 装																										
○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (* 9.5 ○ )	厚さ _____ mm	○ 片面																										
○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (* 9.0 ○ )	—	* 無し																										
* C種	○ 単管下地	○ 全面シート	—	—																										
仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	—																										
	○ 鋼製扉	* 片面フラッシュ程度	—	—																										
▶ 5. 監督員事務所及び備品等	(2) 設置箇所：図面による (1) 監督員事務所 (2.4.1) ○ 設ける * 設けない ( * 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡ ) 程度 (2) 設備、備品等は工事監督員との協議による。																													
▶ 6. 工事用便所	* 設ける ○ 設けない																													
▶ 7. 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる ( * 有償 ○ 無償 ) * 利用できない																													
▶ 8. 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる ( * 有償 ○ 無償 ) * 利用できない																													
▷ 9. 指定仮設	* 仮設計画図による。																													

▶ 10. 交通誘導警備員

建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。

なお、交通誘導警備員の区分及び配置位置は、次による。

配置位置：図面による。

警備員詰所：( ○ 設ける ● 設けない)

表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。

交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。

建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。

▷ 12. 清掃員

● 第 3 章 防水改修工事

項 目	特 記 事 項						
▷ 1. 降雨等に対する養生方法	3.1.3(5)(7)～(9)による。(3.1.3)						
▷ 2. ルーフドレン回りの処理	改修用ドレン (3.2.5) (POAS、POAS I、POD、POD I、POS、POS I、POX工法の場合) * 設ける ○ 設けない						
▷ 3. 既存下地の処理	(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等 * 図示 (3.2.6) (2) POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 (3.2.6) * 3.2.6による ○ _____						
▷ 4. 既存防水層表面の仕上げ塗装	(3) 架台回り等の取付け部及び防水層末端部の納まり部の処理 (3.2.6) * 図示 ○ 工事監督員と協議 * 除去する ○ 除去しない (3.2.6) (M4AS、M4AS I、M4C、M4D I、L4X工法の場合)						
▷ 5. 断熱材	各断熱工法で使用する断熱材は、ノンフロン仕様とする。						
▷ 6. アスファルト防水	(1) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示 (2) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示 (3) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.3.2) 材質： * アルミニウム製 ○ _____ 形状： * L-30×15×2.0mm程度 ○ _____ (4) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ： (3.3.2)						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">断 熱 材</th> <th style="width:40%;">厚 さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>* 押出法<sup>ホ</sup> リスフレフォーム断熱材 断熱材 3種 b A (スキン層付き) (JIS A 9521)</td> <td style="text-align: center;">○ 30 ○ 50 ○ 100</td> </tr> </tbody> </table>		断 熱 材	厚 さ (mm)	* 押出法 <sup>ホ</sup> リスフレフォーム断熱材 断熱材 3種 b A (スキン層付き) (JIS A 9521)	○ 30 ○ 50 ○ 100		
断 熱 材	厚 さ (mm)						
* 押出法 <sup>ホ</sup> リスフレフォーム断熱材 断熱材 3種 b A (スキン層付き) (JIS A 9521)	○ 30 ○ 50 ○ 100						
(5) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ (3.3.2)							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">断 熱 材</th> <th style="width:40%;">厚 さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS A 9521 (建築用断熱材) に基づく次の発泡<sup>プ</sup> ラスチック断熱材 * ○ ビーズ<sup>ホ</sup> 法<sup>ホ</sup> リスフレフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____) ○ 押出法<sup>ホ</sup> リスフレフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)</td> <td style="text-align: center;">○ 30 ○ 50 ○ 100</td> </tr> <tr> <td>硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除く ○ 規格に準ずるもの (JIS A 9521)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		断 熱 材	厚 さ (mm)	JIS A 9521 (建築用断熱材) に基づく次の発泡 <sup>プ</sup> ラスチック断熱材 * ○ ビーズ <sup>ホ</sup> 法 <sup>ホ</sup> リスフレフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____) ○ 押出法 <sup>ホ</sup> リスフレフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)	○ 30 ○ 50 ○ 100	硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除く ○ 規格に準ずるもの (JIS A 9521)	
断 熱 材	厚 さ (mm)						
JIS A 9521 (建築用断熱材) に基づく次の発泡 <sup>プ</sup> ラスチック断熱材 * ○ ビーズ <sup>ホ</sup> 法 <sup>ホ</sup> リスフレフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____) ○ 押出法 <sup>ホ</sup> リスフレフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)	○ 30 ○ 50 ○ 100						
硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除く ○ 規格に準ずるもの (JIS A 9521)							

- (6) 絶縁用シート (3.3.2)
7. 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法  
\* ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上 ○ \_\_\_\_\_
4. 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法 (3.3.2)  
\* フラットヤーンクロス (70g/m<sup>2</sup>程度) ○ \_\_\_\_\_
- (7) 保護コンクリート (3.3.2)
7. 設計基準強度 (F<sub>c</sub>) \* 18N/mm<sup>2</sup> ○ \_\_\_\_\_ N/mm<sup>2</sup> (8.11.1)  
4. スランブ \* 15cm ○ 18cm
- (8) 立上り部保護 \* 設けない } ○ コンクリート (3.3.2)  
○ 設ける } ○ 普通れんが及び化粧れんが  
○ 乾式
- (9) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.3.3 表3.3.3~10)

施工部位	工 法	種 別	立上り部における保護工法
	○ P1B	○ B-1 * B-2 (表3.3.3)	適用: ○ 設けない
	○ P1BI	○ BI-1 * BI-2 (表3.3.4)	○ 設ける
	○ P2AI	○ AI-1 * AI-2 (表3.3.5)	工法: ○ 図示
	○ P2A	○ A-1 * A-2 (表3.3.6)	○ _____
施工部位	工 法	種 別	仕上塗料
	○ M4C	○ C-1 * C-2 ○ C-3 ○ C-4 (表3.3.7)	種類: ○ _____
	○ M3D ○ POD	○ D-1 * D-2 (表3.3.8)	使用量: ○ _____
	○ PODI ○ M3DI ○ M4DI	○ DI-1 * DI-2 (表3.3.9)	* 製造所の仕様による
施工部位	工 法	種 別	保護層
	○ P1E ○ P2E	○ E-1 * E-2 ○ E-1☆ (表3.3.10) (☆は表3.3.10の工程3を行う場合)	○ 設ける ○ 設けない

- (10) 既存の保護層並びに防水層の立上り部撤去  
\* 表3.1.1による ○ 行わない
- (11) 脱気装置の種類及び設置数量  
(M3D、POD、PODI、M3DI、M4DI工法の場合)  
\* アスファルトルーフィング類の製造所の指定による  
○ \_\_\_\_\_
- (12) 屋根露出防水絶縁断熱工法におけるルーフトレンドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 (3.3.4)  
\* 図示 ○ \_\_\_\_\_
- (13) 平場の保護コンクリートの厚さ (3.3.5 表8.1.5)  
7. こて仕上げ  
\* 80mm以上 ○ \_\_\_\_\_  
床面の仕上り平たんさ ○ a種 ○ b種 ○ c種
4. 床タイル張り等仕上げ  
\* 60mm以上 ○ \_\_\_\_\_
- (14) 保護層等の屋上排水溝 (3.3.5)  
○ 設けない ○ 設ける (図示)

▷ 7. 改質アスファルトシート 防水 (1) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.4.2~3 表3.4.1~3)

施工部位	工法	種別	材質	仕上塗材
	○ M4AS (表3.4.1)	○ AS-T1 ○ AS-T2 ○ AS-J2	* R種	* シルバー
	○ M3AS ○ POAS	○ AS-T3 ○ AS-T4 ○ AS-J1 ○ AS-J3		
	○ M3ASI ○ M4ASI ○ POASI (表3.4.3)	○ ASI-T1 ○ ASI-J1	○ N種	○ カラー

☆ AS-J3はPOAS工法の場合のみ

※ 仕上塗材の使用量 (表3.4.1~3)

7. 種別: \_\_\_\_\_

1. 使用量 \_\_\_\_\_

\* 改質アスファルトシート製造所の仕様による

○ \_\_\_\_\_

(2) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ (3.4.2)

\* 表3.4.1から表3.4.3による

○ \_\_\_\_\_

(3) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ (3.4.2)

\* 表3.4.1から表3.4.3による

○ \_\_\_\_\_

(4) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.4.2)

7. 材質 \* アルミニウム製 ○ \_\_\_\_\_

1. 形状 \* L-30×15×2.0程度 ○ \_\_\_\_\_

(5) 断熱材 (3.4.2)

\* JIS A 9521 (建築用断熱材) に基づく次の発泡プラスチック断熱材

種類	厚さ(mm)
* ビーズ法 <sup>®</sup> ポリスチレンフォーム (JIS記号: _____ ・スチ層等の区分: _____)	○ 30 ○ 50 ○ 100
* 押出法 <sup>®</sup> ポリスチレンフォーム (JIS記号: _____ ・スチ層等の区分: _____)	
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に準ずるもの(JIS A 9521)	

(6) M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI、POASI工法の脱気装置の種類及び設置数量 (3.4.3)

\* 改質アスファルトシート製造所の仕様による

○ \_\_\_\_\_

(7) M3ASI、M4ASI、POASI工法における防湿用シートの設置 (3.4.3)

○ 設ける ○ 設けない

8. 合成高分子系ルーフィングシート防水

(1) 種別及び工程

(3.1.4) (表3.1.1) (3.5.2~4) (表3.5.1~3)

施工部位	工法	種別	厚さmm	仕上塗材
	○ POS	○ S-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-F2	* 2.0 ○ 1.5	
	○ S4S (表3.5.1)	○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-M2	* 2.0 ○ 1.5	
	○ POSI	○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-F2	* 1.5 ○	
○ S4SI (表3.5.2)	○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー	
	○ SI-M2	* 1.5 ○		
	○ S3S (表3.5.1)	○ S-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-F2	* 2.0 ○ 1.5	
	○ S3SI (表3.5.2)	○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-F2	* 1.5 ○	
	○ M4S (表3.5.1)	○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-M2	* 2.0 ○ 1.5	
	○ M4SI (表3.5.2)	○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-M2	* 1.5 ○	
○ P1S (表3.5.3)	○ S-C1	* 1.0 ○		

(2) 既存防水層（立上り部等）の撤去（POS（機械）， POSI（機械）， M4S, M4SI, S4S（機械）， S4SI（機械）の場合） (3.1.4)

\* ルーフィング類の製造所の仕様による ○ 行わない

(3) ルーフィングシート（JIS A 6008）の種類及び厚さ： (3.5.2)

\* 表3.5.1～表3.5.3による

○

(4) 固定金具の材質及び寸法形状 (3.5.2)

材質 \* 防錆処理した鋼板 ○ ステンレス鋼板

○ 片面又は両面に樹脂を積層加工したもの

○

寸法形状 \* 厚さ0.4mm以上

○

(5) 絶縁用シート及び可塑性移行防止用シートの材質 (3.5.2)

\* 発泡ポリエチレンシート ○

(6) 脱気装置の種類及び設置数量 (3.5.3)

\* ルーフィングシートの製造所の仕様による

○

(7) 断熱材の種類及び厚さ (3.5.2)

7. 機械的固定工法（JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく発泡プラスチック断熱材）

種類	厚さ (mm)
* ビーズ法 <sup>®</sup> ポリスチレンフォーム (JIS記号: ) ・ スキ層等の区分: )	○ 30 ○ 50 ○ 100
* 押出法 <sup>®</sup> ポリスチレンフォーム (JIS記号: ) ・ スキ層等の区分: )	
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの	

4. 接着工法（JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材）

種類	厚さ (mm)
* ビーズ法 <sup>®</sup> ポリスチレンフォーム (JIS記号: ) ・ スキ層等の区分: )	○ 30 ○ 50 ○ 100
* 押出法 <sup>®</sup> ポリスチレンフォーム (JIS記号: ) ・ スキ層等の区分: )	
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの	
○ ポリエチレンフォーム断熱材の場合は密度及び熱伝導率がJIS A 9521に準ずるもの	

(8) S-M2及びSI-M2で立上りが接着工法の場合の立上りシートの厚さ

(標準仕様書表9.4.1~2)

\* 1.5mm ○ mm

- (9) 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.5.1~2)  
 7. 種類: \* 非歩行用仕様 ○ \_\_\_\_\_  
 4. 使用量  
 \* ルーフィングシートの製造所の仕様による  
 ○ \_\_\_\_\_
- (10) SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置 (表3.5.2)  
 \* 図示 ○ \_\_\_\_\_
- (11) S-C1の工程4の保護モルタルの塗厚 (表3.5.3)  
 ○ \_\_\_\_\_ mm
- (12) プレキャストコンクリート下地の場合の目地処理 (接着工法) (3.5.4)  
 \* 図示 ○ \_\_\_\_\_
- (13) プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り (S-F1又はSI-F1の場合) (3.5.4)  
 \* 図示 ○ \_\_\_\_\_
- (14) 一般部のルーフィングシートの張付け (機械式固定工法の場合) (3.5.4)  
 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法  
 \* 適用する  
 ○ 適用しない
- (15) 立上り部の保護モルタルの塗厚 (3.5.4)  
 \* 7mm以下 ○ \_\_\_\_\_ mm
- (1) ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水の種類及び工程 (3.1.4、表3.1.1、3.6.3、表3.6.1)

▷ 9. 塗膜防水

施工箇所	工法	種別	脱気装置の種類及び設置数量	仕上塗材
	○ P O X	* X-1 ○ X-2	* 主材料の製造所の仕様による ○ _____	* シルバー  ○ カラー
	○ L 4 X	○ X-1 * X-2		

- ※ 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.6.1)  
 7. 種類: \_\_\_\_\_  
 4. 使用量  
 \* 主材料の製造所の仕様による  
 ○ \_\_\_\_\_
- (2) ウレタンゴム系高強度形塗膜防水の種類及び工程 (3.1.4) (表3.1.1) (3.6.3) (表3.6.2)

施工箇所	工法	種別	脱気装置の種類及び設置数量	仕上塗材
	○ P O X	* X-1H ○ X-2H	* 主材料の製造所の仕様による ○ _____	* シルバー  ○ カラー
	○ L 4 X	○ X-1H * X-2H		

- ※ 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.6.1)  
 7. 種類: \_\_\_\_\_  
 4. 使用量  
 \* 主材料の製造所の仕様による  
 ○ \_\_\_\_\_
- (2) ゴムアスファルト系塗膜防水の種類及び工程 (3.1.4) (表3.1.1) (3.6.3) (表3.6.3)

施工箇所	工法	種別	工程数	保護層の仕様
	○ P 1 Y ○ P 2 Y	* Y-2	○ _____	○ 保護コンクリート ○ 保護モルタル

▶ 10. シーリング

- (1) 改修工法等 (3.1.4 表3.1.2)
- | 施工箇所 | 改修工法         |
|------|--------------|
| 建具   | シーリング充填工法    |
|      | シーリング再充填工法   |
|      | 拡幅シーリング再充填工法 |
|      | ブリッジ工法       |

- (2) シーリング材の種類及び施工箇所 (3.7.2)  
 下表以外は、表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類
建具	PU-2

	(3) シーリング材の目地寸法 * 図示 (3.7.3)
	(4) 接着性試験 (3.7.8) * 行う ( * 簡易接着性試験 ○ 引張接着性試験) ○ 行わない
▷ 11. とい	(1) といその他の材種 : (3.8.2) (表3.8.1) ○ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管
	(2) とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 (3.8.2) (表3.8.2) * 表3.8.2による
	7. 多雪区域の場合の軒どいの取付け間隔(0.5m以下) ○ 適用する ○ 適用しない
	(3) 防露材のホルムアルデヒド放散量 : (3.8.2) * F☆☆☆☆ ○ _____
	(4) 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 (3.8.3) * 図示 ○ _____
	(5) 鋼管製といの防露巻き (3.8.3) * 表3.8.4による ○ _____
	(6) たてどい受金物の取付け * 図示 ○ _____ (3.8.3)
	(7) ルーフドレンの取付け (3.8.3) * 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填 ○ _____
▷ 12. アルミニウム製笠木	(1) 部材の種類 (3.9.2 表3.9.1) ○ 250形 ○ 300形 ○ 350形 ○ その他(図示)
	(2) 板材折曲げ形の笠木本体幅及び板厚 (3.9.2) ○ 笠木本体幅 _____ mm 板厚 * 2.0mm ○ _____ mm
	(3) 表面処理の種別 (3.9.2 表5.2.2) ○ AB-1種 ○ AB-2種 ○ AC-1種 ○ AC-2種 ○ BA-1種 ○ BA-2種 ○ BB-1種 ○ BB-2種 ○ BC-1種 ○ BC-2種 ○ C種
	(4) 既存笠木等の撤去及び新規アルミニウム笠木の下地補修工法 (3.9.3) * 図示 ○ _____
	(5) 板材折曲げ形の取り付け方法 : (3.9.3) * 図示 ○ _____
	(6) 笠木の固定金具の工法等 : (3.9.3) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 * 適用する ○ 適用しない
▷ 13. 保証	防水工事の保証期間は、( * 10年 ○ ____年)

● 第5章 建具改修工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 改修工法	(1) ○ かぶせ工法 ● 撤去工法 (5.1.3) ※ 両方適用の場合の区分は、図示
▷ 2. 防火戸	(2) 新規に建具を設置する場合 (5.1.3) 壁部分の開口の開け方、新規建具周囲の補修工法並びにその範囲 * 図示
	(1) 防火戸の指定 (5.1.4) ○ 適用する 適用箇所 ( * 建具表による ○ _____ ) ○ 適用しない
▷ 3. 見本の製作等	(2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 : (5.1.4) * 建具表による ○ _____
	(1) 建具見本の製作 * 行わない (5.1.5) ○ 行う (建具表により指定する。)
▷ 4. 取付け調整等	(2) 特殊な建具の仮組 * 行わない (5.1.5) ○ 行う (建具表により指定する。)
	(1) ブラインドボックス等の再使用 * 行わない (5.1.6) ○ 行う (建具表により指定する。)
	(2) 防犯建物部品 * 適用する (5.1.7) ○ 適用しない



▷ 5. アルミニウム製建具

(1) 外部に面するアルミニウム製建具の性能等級等 (5.2.2 表5.2.1)

種 別	* A種	○ B種	○ C種
枠の見込寸法 (mm)	* 70 (注) ○ 100	* 70 (注) ○ 100	○
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-3		
水 密 性	W-4		W-5

(注) 形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合のA種、B種の枠の見込みは100mmとする。

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 \* 図示

(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 \* 図示

(4) 外部に面するアルミニウム製建具の断熱性能による等級 (標準仕様書16.2.2)

種類	枠見込寸法 (mm)	断熱性能による等級
引き違い	○ 70	○
引き違い	○ 100	○
開き	○ 70	○
開き	○ 100	○
F I X	○ 70	○
	○ 100	

(5) アルミニウム製建具の表面処理 (5.2.4 表5.2.2)

建 具 部 位	種 別
外部に面する建具	種別: * BB-1種 ○ BB-2種 ○ 色: ○ ブラウン系 ○ ブラック ○ ( * 標準色 ○ 特注色 )
屋内の建具	種別: * BC-1種 ○ BC-2種 色: ○ ブラウン系 ○ ブラック ○ ステンカラー ( * 標準色 ○ 特注色 )

(6) 結露水の処理方法 \* 図示 ○ \_\_\_\_\_ (5.2.4)

(7) 水切り板、ぜん板等の加工組立 (5.2.5)  
\* 図示 ○ \_\_\_\_\_

(8) 網戸等を設置する場合の防虫網の材質 (5.2.3)  
○ ガラス繊維入り合成樹脂製  
\* 合成樹脂製 ○ ステンレス (SUS316)

(9) 線径 \* 0.25mm以上 ○ \_\_\_\_\_ mm以上

(10) 網目 \* 16~18メッシュ ○ \_\_\_\_\_ メッシュ

▷ 6. 樹脂製建具

(1) 外部に面する建具の性能等級 (5.3.2 表5.3.1)

種 別	○ A種	○ B種	○ C種
枠の見込寸法 (mm)	* 建具表による ○	* 建具表による ○	* 建具表による ○
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-4		
水 密 性	W-4	W-5	

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.3.2)  
○ T-1 ○ T-2

(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5.3.2 表5.3.2)  
\* 外部に面する樹脂製建具の断熱性の等級  
○ 適用する ( ○ H-4 ○ H-5 ○ H-6  
○ H-7 ○ H-8 )  
○ 適用しない  
○ \_\_\_\_\_

(4) ガラス: \* 複層ガラス ○ 単板ガラス ○ 三重ガラス (5.3.3)

(5) 表面色 ○ 標準色 (白) ○ 特注色 \_\_\_\_\_ (5.3.4)

(6) 水切り板、ぜん板等の加工組立 (5.3.5) (5.2.5)  
\* 図示 ○ \_\_\_\_\_

(7) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級 (5.3.2)  
○ N-1 ○ N-2 ○ N-3

▷ 7. 鋼製建具

(1) 簡易気密型ドアセット (5.4.2 表5.4.1)  
○ 適用する ○ 適用しない

(2) 耐風圧性 (外部) (5.4.2) (表5.2.1)  
○ S-4 ○ S-5 ○ S-6

(3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.4.2) (5.2.2)  
\* 図示

- (4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5.4.2) (5.2.2)  
\* 図示
- (5) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 (5.4.2)  
\* 図示
- (6) 鋼板類の厚さ \* 表5.4.2による (5.4.4)  
○ 図面による
- ▷ 8. 鋼製軽量建具
- (1) 簡易気密型ドアセット (5.5.2)  
○ 適用する (A-3) ○ 適用しない
- (2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.5.2) (5.2.2)  
\* 図示
- (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5.5.2) (5.2.2)  
\* 図示
- (4) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追随性の等級 (5.5.2)  
\* 図示
- (5) 召合わせ、縦小口包み板等の材種 (5.5.3)  
○ ステンレス \* 鋼板 ○ アルミニウム合金
- (6) 鋼板類の厚さ \* 表5.5.1による (5.5.4)  
○ 図面による
- ▷ 9. ステンレス製建具
- (1) 性能値等 (建具符号は建具表による)  
耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級  
\* 建具表による
- (2) 耐風圧性 (外部) ○ S-4 ○ S-5 ○ S-6
- (3) ステンレス鋼板 (5.6.3)  
\* SUS304、SUS430JIL、SUS443J1 ○ \_\_\_\_\_
- (4) 表面仕上げ \* HL ○ 鏡面 (5.6.4)
- (5) 曲げ加工 \* 普通曲げ ○ 角出し曲げ (5.6.5)
- ▷ 10. 木製建具
- (1) 建具材の含水率の種別 (5.7.2)  
\* A種 ○ B種
- (2) フラッシュ戸の表面材の合板の種類 (5.7.2) (表5.7.1)
- | 合板の種類              | 表面材の品質等  |
|--------------------|--|
| ○ 普通合板             | 接着の限度<br>* 水掛かり箇所を1類、その他2類以上<br>○<br>板面の品質 * 広葉樹1等 ○             |
| ○ 天然木化粧合板          | 接着の程度<br>* 水掛かり箇所1類、その他2類以上<br>○                                 |
| ○ 特殊加工化粧合板         | 接着の程度<br>* 水掛かり箇所1類、その他2類以上<br>○                                 |
| ○ ミディウム密度繊維板 (MDF) | 表裏面の状態による区分 ( )<br>曲げ強さによる区分 ( )<br>接着剤による区分 ( )<br>難燃性による区分 ( ) |
- (3) 工法 (5.7.4)
7. かまち戸の材料標準 \* 標準仕様書16.7.2 表16.7.2による。  
○ 図面による
- イ. ふすまの材料、枠及びびくつずりの材料は図面による
- ウ. かまち戸、ふすま、戸ぶすま、紙張り障子の見込み寸法  
\* 表5.7.7による  
○ 図面による
- エ. ふすまの縁の仕上げ: 表5.7.10による (5.7.4)
- ▷ 11. 建具用金物
- (1) 材質、形状及び寸法 (5.8.2) (表5.8.1)
7. 金物の種類及び見え掛り部の材質:  
\* 建具表による  
※ 建具表で指示のない建具金物は表5.8.1による。
- イ. 金属製及び樹脂製建具に使用する丁番:  
\* 表5.8.2~3による  
○ \_\_\_\_\_
- (2) 取付け施工 (5.8.3)  
取っ手類の取付高さ (床仕上げ面からの高さ)  
\* 建具表による  
○ 建具製造所の仕様による

	(3) マスターキー	(5.8.4)
	○ 製作する * 製作しない	
	○ 既存のマスターキーに合わせる	
	(4) 鍵 * 3本1組 ○ _____	(5.8.4)
	(5) 鍵箱 ○ 無し ○ 有り	(5.8.4)
▷ 12. 自動ドア開閉装置	(1) 引き戸用駆動装置の性能	(5.9.2)
	○ SSLD-1 ○ SSLD-2	
	○ DSLD-1 ○ DSLD-2	
	防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない	
	(2) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能	(5.9.2)
	* 表5.9.2による ○ 図示	
	防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない	
	(3) 引き戸用検出装置の性能	(5.9.2)
	* 表5.9.3による ○ 図示	
	防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない	
	(4) 戸の開閉方式は、建具表による。	(5.9.2)
	(5) 引き戸用検出装置の種類	
	* 光線(反射)センサー ○ 熱線センサー	
	○ その他 ( _____ )	
	(6) 凍結防止措置	(5.9.2)
	* 行う(適用箇所は建具表による) ○ 行わない	
▷ 13. 自閉式上吊り引戸装置	(1) 性能等	(5.10.3)
	* 表5.10.1による	
	○ _____	
▷ 14. 重量シャッター	(1) シャッターの種類	(5.11.2)
	○ 管理用シャッター ○ 外壁用防火シャッター	
	○ 屋内用防火シャッター ○ 防煙シャッター	
	(2) 耐風圧強度	(5.11.2)
	7. 管理用シャッター _____ Pa	
	4. 外壁用防火シャッター _____ Pa	
	(3) 開閉方式	(5.11.2 表5.11.1)
	* 電動式(手動併用) ○ 手動式	
	(4) 安全装置	(5.11.2)
	7. 急降下制動装置等の設置	
	設置箇所 * 図示	
	4. 障害物感知装置の設置	
	設置箇所 * 図示	
	7. 煙感知器連動機構若しくは熱感知器連動機構又は手動閉鎖装置により閉鎖する 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターに設ける装置	
	* 危害防止装置	
	○ 可動座板式	
	※ 危害防止装置又は可動座板式は「防火区画に用いる防火設備等の構造 方法を定める件」(昭和48年12月28日 建設省告示第2563号)に定める 基準に適合するもの	
	設置箇所 * 図示	
	(5) シャッターケース(管理用シャッター)	(5.11.2)
	○ 設ける ○ 設けない	
	(6) 注意喚起装置	
	○ 音声発生装置 ○ 注意灯の設置	
	○ シャッターへの危険表示 ○ シャッターの下降位置の表示	
	(7) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール(3方)を設ける	
	(8) 鋼板の種類及びめっきの付着量	(5.11.3)
	種類 ○ JIS G 3302 ○ JIS G 3312	
	付着量 * Z12又はF12 ○ _____	
▷ 15. 軽量シャッター	(1) 開閉形式による種類	(5.12.2)(表5.12.1)
	* 手動式 ○ 電動式(手動併用)	
	(2) 耐風圧強度 _____ Pa	(5.12.2)
	(3) スラットの材質の種類	(5.11.3)
	○ JIS G 3312	
	めっき付着量 * Z06又はF06 ○ _____	
	○ JIS G 3322	
	めっき付着量 * AZ90 ○ _____	

	(4) スラットの種類	* インターロッキング形 ○ オーバーラッピング形	(5. 12. 4)																					
▷ 16. オーバーヘッドドア			(5. 13. 1~5)																					
	セクション材料による区分	耐風圧区分 (Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質																			
	* スチールタイプ ○ アルミニウムタイプ ○ ファイバーグラスタイプ ○	○ 125 ○ 100 ○ 75 ○ 50	* バランス式 ○ チェーン式 ○ 電動式	○ スタンダード形 ○ ローヘッド形 ○ ハイリフト形 ○ パーチカル形	○ 溶融垂鉛めつき鋼板 ○ ステンレス鋼板 ○																			
▷ 17. ガラス		(1) ガラスの種類及び厚さは建具表による。 (2) ガラス留め材 (防火戸以外)	(5. 14. 2)																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当</th> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>アルミニウム製建具</td> <td>* シーリング材 ○ 建築用ガスケット</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>鋼製建具</td> <td>* シーリング材</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>ステンレス製建具</td> <td>* シーリング材</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>鋼製軽量建具</td> <td>* シーリング材</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>木製建具</td> <td>* 押縁</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>樹脂製建具</td> <td>* 建築用ガスケット</td> </tr> </tbody> </table>	該当	建具の種類	材 種	○	アルミニウム製建具	* シーリング材 ○ 建築用ガスケット	○	鋼製建具	* シーリング材	○	ステンレス製建具	* シーリング材	○	鋼製軽量建具	* シーリング材	○	木製建具	* 押縁	○	樹脂製建具	* 建築用ガスケット	
該当	建具の種類	材 種																						
○	アルミニウム製建具	* シーリング材 ○ 建築用ガスケット																						
○	鋼製建具	* シーリング材																						
○	ステンレス製建具	* シーリング材																						
○	鋼製軽量建具	* シーリング材																						
○	木製建具	* 押縁																						
○	樹脂製建具	* 建築用ガスケット																						
		(3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ * 建具の製造所の仕様による ○ 図面による	(5. 14. 3)																					
▶ 18. ガラスブロック積み		(1) 表面形状 ● 図面による 呼び寸法 ● 図面による 厚さ ● 図面による (2) 壁用金属枠、補強材 * 図面による (3) 力骨の材質、寸法、形状 * ステンレス鋼(SUS304)、径5.5mmはしご形状複筋及び単筋 ● 図面による (4) 化粧目地モルタル 色 _____ (5) シーリングの種類 * 図面による (6) 金属製化粧カバー、材質、寸法、形状 * 図面による (7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 * 適用する ● 適用しない (8) ガラスブロックの目地幅の寸法 7. 平積み * 8mm以上15mm以下 ○ _____ 4. 曲面積み * 曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15mm以下、内側6mm以上 ○ _____ (9) 伸縮調整目地の位置 * 幅6m以下ごとに10~25mm ○ 図示 (10) 目地部の横力骨の納まり * ガラスブロック製造所の仕様 ○ 図示	(5. 14. 5) (5. 14. 5) (5. 14. 5) (5. 14. 5) (5. 14. 5) (5. 14. 5) (5. 14. 5)																					

● 第 6 章 内装改修工事

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 他の部位との取合い等	(1) 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 * 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○ _____ (2) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲： * 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○ _____ (3) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 * 既存のまま ○ _____



Ⅰ. 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：			* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
	化粧薄板： 芯材：			* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
	化粧薄板： 芯材：			* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○

(8) 造作用単板積層材

(6.5.2)

7. JAS 0701の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法 (mm)	表面の品質 (化粧加工)	防虫処理
			○ 有り [ 加工： ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ] ○ 無し (等級： )	○ 適用する ○ 適用しない
			○ 有り [ 加工： ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ] ○ 無し (等級： )	○ 適用する ○ 適用しない

Ⅰ. JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質 (化粧加工)	含水率	防虫処理
		○ 有り [ 加工： ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ] ○ 無し ( )	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 有り [ 加工： ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ] ○ 無し ( )	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない

Ⅱ. JAS 3079による直交集成板

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	強度等級	種別	接着性能
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○	○	○	○ A種 ○ B種	○ B ○ C
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○	○	○	○ A種 ○ B種	○ B ○ C

(7) 合板等

(6.5.2)

7. 「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない

Ⅰ. 「合板の日本農林規格」による構造用合板：

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	保存処理	板面の品質	等級	接着の程度	防虫処理	強度等級
		* 12.0 ○	○ ○	○ ○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	* 特類 ○ 1類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ( ) ○ 適用しない
		* 12.0 ○	○ ○	○ ○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	* 特類 ○ 1類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ( ) ○ 適用しない

ウ. 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
	○	○ 12.0	○	○ 特類 ○ 1類	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 12.0		○ 特類 ○ 1類	○ 適用する ○ 適用しない

エ. 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
	○	○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
	○		○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

オ. 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理
		○	○	○ オバーレイ ○ フリット ○ 塗装等 ○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
		○	○	○ オバーレイ ○ フリット ○ 塗装等 ○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

カ. JIS A 5908によるパーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		* 13タイプ ○	○ MR1 (M) MR2 (P)	○	* 15 ○
		* 13タイプ ○	○ MR1 (M) MR2 (P)	○	* 15 ○

キ. JAS 0360Iによる構造用パネル

施工箇所	品名	寸法 (mm)

ク. JIS A 5905によるミディアムデンシティーファイバーボード (MDF)

(6.5.2)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		○	○	○	○
		○	○	○	○

(8) 接合具等

(6.5.3)

7. 釘等

造作材化粧面の釘打ち \* 隠し釘打ち ○ \_\_\_\_\_

4. 諸金物

(6.5.3)

形状、寸法及び材質 \* 表6.5.5～表6.5.7による ○ 図示

ウ. 接着剤

(6.5.3)

ホルムアルデヒド放散量 \* F☆☆☆☆ ○ \_\_\_\_\_

(9) 木れんがの接着工法に使用する接着剤

(6.5.4)

ホルムアルデヒド放散量 \* F☆☆☆☆ ○ \_\_\_\_\_

(10) 防腐・防蟻・防虫処理

(6.5.5)

7. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。

4. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材

適用部位 ( \_\_\_\_\_ )

ウ. 薬剤の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分		
	○ K2	○ K3	○ K4
	○ K2	○ K3	○ K4

イ. 付属書A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による処理

適用	薬剤の種類	適用部材
○ 適用する		
○ 適用しない		
○ 適用する		
○ 適用しない		

オ. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法
	* 薬剤の製造所の仕様による ○
	* 薬剤の製造所の仕様による ○

カ. 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部位 ( ) ○

キ. 合板等の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

適用部位 ( )

保存処理の性能区分 \* K3 ○

ク. 防虫処理

適用部位 ( )

保存処理の性能区分 ○ K1 ○

(11) 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組 (6.5.6)

間仕切軸組に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ○

床組に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ○

※ 土間スラブ等の場合の土台、転ばし大引き等は「ひのき」又は6.5.5による保存処理木材とする

(12) 窓、出入口その他 (6.5.7)

窓、出入口その他に用いる木材

適用部位 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居 \* ひのき ○

その他 ○ 松 ○ 杉

(13) 床板張り (6.5.8)

縁甲板及び上がりがまちに用いる木材

○ ひのき ○

(14) 壁及び天井下地 (6.5.9)

壁及び天井下地に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ○

▷ 5. 軽量鉄骨天井下地

(1) 材料 (6.6.2 表6.6.1)

7. 野縁等の種類

施工部位		野縁等の種類
屋内		* 19形
		○ 25形
屋外		○ 19形
		* 25形

(2) 形状及び寸法 (6.6.3) (表6.6.2)

7. 野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔

屋内	* 900mm程度 周辺部の端から150mm以内
屋外	○

4. 野縁の間隔

屋内	* 表6.6.2による
屋外	○

(3) 工法 (6.6.4)

7. 既存の埋込みインサートを使用する場合

つりボルトの引張試験

箇所数	確認する強度
* 3箇所(当該階) ○	* 400N程度 ○

4. あと施工アンカーの施工後の確認

○ 実施する(引張試験) \* 6.6.4(1)(ウ)による

○ 実施しない

(4) つりボルトの間隔が900mmを超える場合 (6.6.4)

補強方法 \* 図示 ○

(5) 天井ふところが3.0mを超える場合 (6.6.4)

補強方法 \* 図示 ○

(6) 天井下地材における耐震性を考慮した補強 (6.6.4)

補強箇所 \* 図示

補強方法 \* 図示



(7) 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 (6.6.4)

補強箇所 \* 図示

補強方法 \* 図示

▷ 6. 軽量鉄骨壁下地

(1) スタッド、ランナの種類 (6.7.3 表6.7.1)

施工部位	スタッドの高さによる区分	種類
	高さ2.7m以下	* 50形 ○
	高さ4.0m以下	* 65形 ○
	高さ4.0m超～4.5m以下	* 90形 ○
	高さ4.5m超～5.0m以下	* 100形 ○

(2) スタッドの高さが5.0mを超える場合: \* 図示 (6.7.3 表6.7.1)

(3) 出入口及びこれに準じる開口部の補強 (6.7.4)

\* 6.7.4による

○ 図示

▷ 7. ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

(1) 材料 (6.8.2、6.8.3)

7. ビニル床シート (JIS A 5705)

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ (mm)	工 法
	* FS	○ マーブル	* 2.0	○ 突付け
	○	○ グレー	○ 2.5	* 熱溶接
	* FS	○ マーブル	* 2.0	○ 突付け
	○	○ グレー	○ 2.5	* 熱溶接

イ. ビニル床タイル (JIS A 5705) (6.8.2)

施工箇所	種類の記号	色柄	寸法 (mm)	厚さ (mm)
	* KT	○ マーブル	○ 300×300	○ 2.5
	○	○ グレー	○ 450×450	* 2.0
	* KT	○ マーブル	○ 300×300	○ 2.5
	○	○ グレー	○ 450×450	* 2.0

ウ. 特殊機能床材 (6.8.2)

(ア) 帯電防止床シート

施工箇所	種類	性能 (体積抵抗値)	厚さ (mm)
		Ω 以下	
		Ω 以下	

(イ) 帯電防止床タイル

施工箇所	種類	性能	寸法 (mm)	厚さ (mm)
			×	
			×	

(ウ) 視覚障害者用タイル (6.8.2)

区分	施工箇所	種類	寸法 (mm)
屋外		○ 塩化ビニル系	○ 300×300
		○ レジンコンクリート系	○
		○ 磁器質タイル	
屋内		○ 塩化ビニル系	○ 300×300
		○ 磁器質タイル	○

※ 色は周囲の床材と識別しやすいものとする。

(エ) 耐動荷重性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ (mm)

(オ) 防滑性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ (mm)

(カ) 防滑性床タイル (6.8.2)

施工箇所	種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)
		×	
		×	

イ. ビニル幅木 (6.8.2)

材質の種類	○ 軟質	○ 硬質
厚さ (mm)	* 1.5以上	○
高さ (mm)	* 60	○ 75 ○ 100

- オ. ゴム床タイル (6.8.2)  
 色柄 ○ \_\_\_\_\_  
 種類 ○ 単層品 ○ 積層品  
 厚さ (mm) ○ 3.0 ○ 4.5 ○ 6.0 ○ 9.0  
 寸法 (mm) ○ \_\_\_\_\_
- カ. 接着剤 (6.8.2)  
 (ア) ホルムアルデヒド放散量 \* F☆☆☆☆ ○ \_\_\_\_\_  
 (イ) 施工箇所の下地が、セメント系及び木質系以外の場合の接着剤の (表6.8.1)  
 施工箇所 (表6.8.2)  
 施工箇所 ○ \_\_\_\_\_
- (ウ) 施工箇所の下地 (6.8.3)  
 モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地及び木下地以外の下  
 地の工法  
 ○ 工法 \_\_\_\_\_

▷ 8. カーペット敷き

(1) 織じゅうたん(JIS L 4404) (6.9.2、6.9.3)(表6.9.1)(表6.9.2)

該当	種別	織り方	パイルの形状	色柄	パイル糸の種類	帯電性
○	○ A種 ○ B種 * C種	Cウルトン Cダブルフェース Cアキスミンスター	○ ループ ○ カット ○ 併用	* 模様のない無地 ○	A種の場合 そ毛糸 B種、C種の場合 紡毛糸	○ 適用する性能 * 人体帯電圧3kv以下 ○ ○ 適用しない

接合方法 \* ヒートボンド工法 ○ つづり縫い (6.9.2)(6.9.3)(表6.9.1) 6.9.2)

(2) タフテッドカーペット(JIS L 4404)

該当	パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工 法
○	○ ループ ○ カット ○ 併用		○ 適用する性能 * 人体耐電圧3.0kv以下 ○ ○ 適用しない	○ 全面接着 * グリッパー

(3) タイルカーペット(JIS L 4406) (6.9.2)

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
○	* 第一種 ○ 第二種	* ループ ○ カット ○ 併用	* 500mm角 ○	* 6.5mm ○

(4) 下敷き材 \* 第2種2号 ○ \_\_\_\_\_ (6.9.2)  
 \* 呼び厚さ8mm ○ \_\_\_\_\_

(5) 見切り、押さえ金物の材質、種類、形状 \* 図示 (6.9.2)

(6) 接着剤 (6.9.2)

ホルムアルデヒド放散量 \* F☆☆☆☆ ○ \_\_\_\_\_

(7) タイルカーペットの敷き方 (6.9.3)

平場 \* 市松敷き ○ 模様流し ○ \_\_\_\_\_

階段部分 \* 模様流し ○ 市松敷き ○ \_\_\_\_\_

▷ 9. 合成樹脂塗床

(1) 弾性ウレタン樹脂系塗床 (6.10.2)(6.10.3)(表6.10.4)

施工部位	区分	仕上げの種類	厚さ(mm)
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消し	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消し	

(2) エポキシ樹脂系塗床 (6.10.2)(6.10.3)(表6.10.2、5~7)

施 工 部 位	区 分	工 法	仕 上 げ の 種 類	厚 さ (mm)
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	

	(3) 塗料のホルムアルデヒド放散量 (6.10.2) * F☆☆☆☆ ○																
▷ 10. フローリング張り	(1) 単層フローリング (6.11.2~8) (表6.11.) (表6.11.3) (表6.11.5)																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">品名</th> <th style="width:15%;">樹種</th> <th style="width:20%;">工法</th> <th style="width:15%;">厚さ(mm)</th> <th style="width:30%;">仕上げ塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ フローリングボード1等</td> <td>* なら ○</td> <td>○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着</td> <td>○ _____ mm ○ 図示</td> <td>○ 塗装品 ○ 無塗装品</td> </tr> <tr> <td>○ フローリングブロック1等</td> <td>○ なら ○</td> <td>○ 接着</td> <td>○ _____ mm ○ 図示</td> <td>○ 塗装品 ○ 無塗装品</td> </tr> </tbody> </table>	品名	樹種	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装	○ フローリングボード1等	* なら ○	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品	○ フローリングブロック1等	○ なら ○	○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品	
品名	樹種	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装													
○ フローリングボード1等	* なら ○	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品													
○ フローリングブロック1等	○ なら ○	○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品													
	(2) 複合フローリング (6.11.2~7) (表6.11.2) (表6.11.4) (表6.11.6)																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">樹種</th> <th style="width:15%;">種別</th> <th style="width:20%;">工法</th> <th style="width:15%;">厚さ(mm)</th> <th style="width:35%;">仕上げ塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ</td> <td>○ A種 ○ B種 * C種</td> <td>○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着</td> <td>○ _____ mm ○ 図示</td> <td>○ 塗装品 ○ 無塗装品</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	種別	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装	* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ A種 ○ B種 * C種	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品						
樹種	種別	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装													
* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ A種 ○ B種 * C種	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品													
	(3) 特殊フローリング																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">品名</th> <th style="width:20%;">表面材の材種</th> <th style="width:20%;">仕上げ塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 屋内体育館アリーナ床 (JIS A 6519)</td> <td>* なら</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 柔剣道場の床 (JIS A 6519)</td> <td>* なら</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	表面材の材種	仕上げ塗装	○ 屋内体育館アリーナ床 (JIS A 6519)	* なら		○ 柔剣道場の床 (JIS A 6519)	* なら								
品名	表面材の材種	仕上げ塗装															
○ 屋内体育館アリーナ床 (JIS A 6519)	* なら																
○ 柔剣道場の床 (JIS A 6519)	* なら																
	<p>※ 塗装の凡例</p> <p>素地：素地のまま W：生地のまま、ワックス塗り          ○ SW：オイルステルスワックス塗り (オイル2回、ワックス1回)          UCB：ウレタン樹脂ワニス塗りB種 (2回塗り)</p>																
	(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量： (6.11.2) * F☆☆☆☆ ○ _____																
	(5) 接着工法におけるフローリング裏面の不陸緩衝材： (6.11.5) * 合成樹脂発泡シート ○ _____																
	(6) 現場塗装仕上げ (6.11.6) ○ 適用する ○ 適用しない 適用する施工箇所 ○ 図示 下地調整 ○ する ○ しない 塗装の種類 * ウレタン樹脂ワニス塗り ○ オイルステルの上、ワックス塗り ○ 生地のままワックス塗り																
▷ 11. 畳敷き	(1) 普通畳の種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 * D種 D種の場合の畳床 ○ KT-I ○ KT-II * KT-III ○ KT-K ○ KT-N																
	(2) 柔道畳 畳床は、JIS A 5901 (畳床) の2級品とし、畳表は、柔道用レザー表地 (裏地ビニロン使用) とする。																
▶ 12. せっこうボード、その他ボード及び合板張り	(1) せっこうボード及びその他のボードの種類、厚さ (6.13.2) ⊙ JIS A 5430 繊維強化セメント板																
	(2) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (6.13.2) * F☆☆☆☆ ○ _____																
	(3) 普通合板の規格 (6.13.2)																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">表板の樹種名</th> <th style="width:10%;">板面の品質</th> <th style="width:10%;">厚さ (mm)</th> <th style="width:15%;">接着の程度</th> <th style="width:35%;">防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生地、透明塗料塗り * ラワン程度 ○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>* 1類 ○ 2類</td> <td>* 適用する ○ 適用しない</td> </tr> <tr> <td>不透明塗料塗り * しな程度 ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表板の樹種名	板面の品質	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理	生地、透明塗料塗り * ラワン程度 ○	○	○	* 1類 ○ 2類	* 適用する ○ 適用しない	不透明塗料塗り * しな程度 ○					
表板の樹種名	板面の品質	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理													
生地、透明塗料塗り * ラワン程度 ○	○	○	* 1類 ○ 2類	* 適用する ○ 適用しない													
不透明塗料塗り * しな程度 ○																	
	(4) 天然木化粧合板の規格 (6.13.2)																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">化粧板の樹種名</th> <th style="width:15%;">接着の程度</th> <th style="width:15%;">厚さ (mm)</th> <th style="width:40%;">防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○ 1種 ○ 2種</td> <td>○</td> <td>* 適用する ○ 適用しない</td> </tr> </tbody> </table>	化粧板の樹種名	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理	○	○ 1種 ○ 2種	○	* 適用する ○ 適用しない								
化粧板の樹種名	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理														
○	○ 1種 ○ 2種	○	* 適用する ○ 適用しない														

(5) 特殊加工化粧合板の規格 (6.13.2)				
化粧加工の方法	表面性能	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理
○ オーバーレイ	○ Fタイプ	○ 1類	○	* 適用する
○ プリント	○ FWタイプ	○ 2類		○ 適用しない
○ 塗装等	○ Wタイプ			
	○ SWタイプ			

(6) 合板の張付けの種別 ○ A種 \* B種 (6.13.3)

(7) せっこうボードの目地工法の種類 (6.13.3)

\* 突付け工法 ○ 継目処理工法 ○ 目透し工法

(1) 壁紙の品質等 (6.14.2)

施工部位	防火性能	壁紙の種類		
	* 1-1	○ 紙	○ 塩化ビニル	○ 無機質
	○	○ 繊維	○ プラスチック	
	* 1-1	○ 紙	○ 塩化ビニル	○ 無機質
	○	○ 繊維	○ プラスチック	

個別認定の一例

防火種別	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	

防火種別 左の数字は、旧通則認定における検定級に基づく区分

(2) ホルムアルデヒド放散量 \* F☆☆☆☆ ○ (6.14.3)

(3) 素地ごしらの種別 (6.14.3)

モルタル・せっこうプラスター面 \* B種 ○ A種

コンクリート・ALC面 \* B種 ○ A種

せっこうボード面、その他のボード面 \* B種 ○ A種

(1) 材料 (6.15.3)

○ 現場調合材料 ○ 既調合材料 \_\_\_\_\_

(2) 既製目地材 (6.15.3)

○ 設ける  
 施工箇所 ( )  
 形状 ( \* 図示 ○ \_\_\_\_\_ )  
 ○ 設けない

(3) 下地処理 (6.15.5)

壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処理  
 ○ 処理方法 \* 図示 \_\_\_\_\_

(4) 床目地 (6.15.6)

○ 設ける (種類 \* 押し目地 ○ \_\_\_\_\_ )  
 \* 目地割2㎡程度、最大目地間隔3m程度  
 ○ \_\_\_\_\_  
 ○ 設けない

(1) 伸縮目地の位置 (6.16.2)

床タイル \* 縦・横とも4m以内ごと ○ 図示

床タイル以外 \* 図示 ○ \_\_\_\_\_

(2) セメントモルタルによるタイル張り (6.16.2) (6.16.3)

再生材利用タイルの使用 \* 使用する ○ 使用しない

施工箇所	用途による区分	タイルの形状、寸法 (mm)	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
				施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無	
基礎・ポーチ		50 × 50		●	○	○	●	○	○	●	○	○
身障者用床		150 × 150		●	○	○	●	○	○	●	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○

試験張り ○ 行う ● 行わない

見本焼き ○ 行う ● 行わない

既調合モルタル \* 既調合モルタルの製造所の仕様による  
 ○ \_\_\_\_\_

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法

\* 目荒し工法

○ \_\_\_\_\_

▷ 13. 壁紙張り

▷ 14. モルタル塗り

▶ 15. タイル張り

(3) 壁タイル張り (6.16.3(5)(ウ))

タイルの種類	タイルの大きさ	工法
○ 内装タイル	○ 小口平 ○ 二丁掛 ○ 100角	○ 密着張り ○ 改良圧着張り
○ ユニットタイル (内装タイル以外)	○ 50二丁以外	○ マスク張り ○ ゴムタイル張り

(4) 有機系接着剤によるタイル張り (6.16.2) (6.16.4)  
 再生材利用タイルの使用 \* 使用する ○ 使用しない

施工箇所	用途による区分	タイルの形状、寸法(mm)	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
				施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無	
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○

試験張り ○ 行う ○ 行わない  
 見本焼き ○ 行う ○ 行わない  
 接着剤のホルムアルデヒド放散量  
 \* F☆☆☆☆ ○

▷ 16. セルフレベリング材塗り

(6.17.2) (6.17.3)

施工部位	種類	塗厚
	○ せっこう系	○ 10 mm
	○ セメント系	○ mm
	○ せっこう系	○ 10 mm
	○ セメント系	○ mm

● 第 7 章 塗装改修工事

項目	特記事項
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (7.1.3) * F☆☆☆☆ ○ _____
▶ 2. 下地調整	(1) 塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲 (7.2.1~7) * 劣化部分は除去し、活膜部分は残す ○ _____ (7.2.2~7) (表7.2.1~7)

3. 木部塗装

(7章各節)

該当	塗料その他	種別 (塗り回数)	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP) 塗料の種別 * 1種 ○ 2種	新規(屋外) * A種 ○ B種	不透明塗料塗り * RA種 ○ RB種
		新規(屋内) * A種 ○ B種	透明塗料塗り ○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂エナ メル塗り (FE)		* RC種
○	ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC)	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
●	クリヤーラッカー 塗り (CL)	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	オイルステイン 塗り (OS)		* RB種
○	つや有り合成樹脂 イマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 * A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	水性反応硬化形ウ レタン塗り (WUP)	シーラー ○ あり ○ なし	○ RA種 * RB種 ○ RC種
		塗り回数 ○ 2回 ○ 3回	
●	木材保護塗料塗り (WP) 屋外	○ A種 * B種	○ RA種 (○) RB種 ● RC種
○			

※ オイルステイン塗りの塗料

4. 鉄部塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP)	新規 ○ A種 * B種	見え掛り * A種 ○ B種 ○ C種	* A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
			見え隠れ ○ A種 * B種 ○ C種		
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗 (FE)			* A種 ○ B種	* RC種
○	つや有合成樹脂 イマルジョンペイント塗り (EP-G) 屋内	新規 ○ A種 * B種	見え掛り * A種 ○ B種 ○ C種	○ A種 * B種	* RA種 ○ RB種 ○ RC種
			見え隠れ ○ A種 * B種 ○ C種		
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種		* A種 ○ B種	* RA種
		塗替 ○ A種 ○ B種 ○ C種		* A種 ○ B種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

		(2) 亜鉛めっき鋼面			(7章各節)
該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP)	新規 ○ A種 * B種	○ A種 * B種 ○ C種	屋内 * A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
	塗料の種別 * 1種 ○ 2種	塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し	屋外 * A種 ○ B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗 (FE)			* A種 ○ B種	* RC種
○	つや有合成樹脂 イマルジョン <sup>®</sup> イント塗り (EP-G) 屋内	新規 ○ A種 * B種	○ A種 ○ B種 ○ C種	* C種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種		* A種 ○ B種	* RA種
	上塗り塗料等級 ○ 1級 ○ 2級 ○ 3級	塗替 ○ A種 ○ B種 ○ C種		* A種 ○ B種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					
		(3) 鋼製建具面			
該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP)	新規 ○ A種 * B種	* A種 ○ B種 ○ C種	屋内 * A種 ○ B種	* RC種
	塗料の種別 * 1種 ○ 2種	塗替 * A種 ○ B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し	屋外 * A種 ○ B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗り (FE) 屋内			* A種 ○ B種	* RC種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種			* RA種
	上塗り塗料等級 ○ 1級 ○ 2級 ○ 3級	塗替 ○ A種 ○ B種 ○ C種			○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

▷ 5. モルタル面及びせっこう  
 プラスター面の塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)	○ A種 * B種	* 乾燥、汚れ、付着物の除去 ○ ○ モルタル面 RB種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)

\* 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

○ \_\_\_\_\_

▷ 6. コンクリート面、ALC  
 パネル面及び押出成形セ  
 メント板面の塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)	○ A種 * B種	乾燥、汚れ、付着物の除去 コンクリート面 : * RB種 押出成形セメント板 : * RB種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	耐候性塗料塗り (DP)	○ A-1種 ○ B-1種 ○ C-1種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
		○ A-2種 ○ B-2種 ○ C-2種	○ RA種 ○ RB種 * RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)

\* 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

○ \_\_\_\_\_



7. 石こうボード面及びその他のボード面の塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
●	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)  
 \* 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする  
 ○ \_\_\_\_\_

● 第8章 耐震改修工事 (躯体改修)

項目	特記事項																								
▶ 1. 鉄筋の種類	鉄筋の規格 (8.2.1) * JIS G 3112規格品 ○ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 鉄筋の種類の記事号 ● SD295 (D _____ ~ D 16以下) ○ SD345 (D _____ ~ D _____) ○ SD _____ (D _____ ~ D _____)																								
▷ 2. 溶接金網	鉄線形状及び網目寸法 100×100mm 鉄線の径 6mm (8.2.2)																								
▶ 3. 鉄筋の加工及び組立	(1) 鉄筋の継手の方法等 (8.3.4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th colspan="2">継手の方法</th> <th>呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱及び梁主筋</td> <td>○ ガス圧接</td> <td>○ 機械式継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 溶接継手</td> <td>○ 重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td>○ 重ね継手</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎、耐力スラブ、土圧壁</td> <td>○ 重ね継手</td> <td>○ ガス圧接</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外 ( )</td> <td>○ 重ね継手</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 鉄筋の継手の位置 * 図示 (8.3.4) (3) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ (8.3.4) * 40d (軽量コンクリートの場合は50d) 又は表8.3.2の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値 ○ 図示 (4) 先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う接手を同一箇所 所に設ける場合の継手の位置 (8.3.4) * 図示 ○ _____ (5) 鉄筋の定着の長さ (8.3.4) * 表8.3.4による ○ _____ (6) 仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表8.3.4の フックありの定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 (8.3.4) ○ 図示 * 図8.3.3による (7) 機械式定着工法 (8.3.4) ○ 適用する 適用箇所 * 図示 ○ _____ 種類 ○ 摩擦圧接合 ○ 螺合グラウド固定 ○ 嵌合グラウド固定 ○ 適用しない (8) 帯筋組立の形、継手及び定着 * 図示 ○ _____ (8.3.4)	部位	継手の方法		呼び径 (mm)	柱及び梁主筋	○ ガス圧接	○ 機械式継手			○ 溶接継手	○ 重ね継手		耐力壁の鉄筋	○ 重ね継手	○		基礎、耐力スラブ、土圧壁	○ 重ね継手	○ ガス圧接		上記以外 ( )	○ 重ね継手	○	
部位	継手の方法		呼び径 (mm)																						
柱及び梁主筋	○ ガス圧接	○ 機械式継手																							
	○ 溶接継手	○ 重ね継手																							
耐力壁の鉄筋	○ 重ね継手	○																							
基礎、耐力スラブ、土圧壁	○ 重ね継手	○ ガス圧接																							
上記以外 ( )	○ 重ね継手	○																							

▷	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>(1) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ (8.3.5) * 表8.3.6による ○ 図示</p> <p>(2) 軽量コンクリートの適用 (8.3.5) ○ なし ○ あり 適用箇所 _____ 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm</p> <p>(3) 耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等) (8.3.5) ○ なし ○ あり 適用箇所 _____ 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm</p>
▷	5. 壁の配筋及び補強	<p>(1) 配筋の種類 (8.3.7) 定着長さ ○ L1 * L2</p>
▷	6. ガス圧接	<p>(2) 壁の配筋及び壁開口部の補強 * 図示 ○ _____ (8.3.7)</p> <p>圧接完了後の試験 (超音波探傷試験) (8.3.8) * 行う (全圧接部) ○ _____</p>
▷	7. 機械式継手	<p>(1) 適用箇所 * 図示 ○ _____ (8.4.2)</p> <p>(2) 性能 * 図示 ○ _____ (8.4.2)</p> <p>(3) 種類 (8.4.2) ○ ねじ式鉄筋継手 (充填方式 ○ 無機グラウト方式 ○ 有機グラウト方式) ○ 端部ねじ加工継手 ○ モルタル充填式継手</p> <p>(4) 鉄筋相互のあき * 図示 ○ _____ (8.4.2)</p> <p>(5) 施工完了後の継手部の試験 (8.4.2) ○ 外観試験 ○ 超音波測定試験</p> <p>(6) 不合格となった場合の措置 (8.4.2) * 図示 ○ _____</p>
▷	8. 溶接継手	<p>(1) 適用箇所 * 図示 ○ _____ (8.4.3)</p> <p>(2) 性能 * 図示 ○ _____ (8.4.3)</p> <p>(3) 工法 * 図示 ○ _____ (8.4.3)</p> <p>(4) 鉄筋相互のあき * 図面による ○ _____ (8.4.3)</p> <p>(5) 施工完了後の溶接部の試験 (8.4.3) * 外観試験 ○ 超音波測定試験</p> <p>(6) 不合格となった場合の措置 (8.4.3) * 図示 ○ _____</p>
▶	9. コンクリートの種類	<p>(1) コンクリートの類別 (8.1.3 表8.1.1) * I類 ○ II類</p> <p>※ JIS認定表示工場で、かつ、(社)コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から選定することとし、これにより難しい場合は工事監督員と協議すること。</p> <p>(2) 建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート (8.1.3) ○ 適用する 適用箇所 * 図示 ○ _____ ○ 適用しない</p> <p>(3) 気乾単位容積質量による種類 (8.1.3) * 普通コンクリート ○ 軽量コンクリート</p>
▶	10. コンクリートの材料及び調査(セメント)	<p>(1) セメントの種類 (8.2.5) (表8.2.3) * 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 ○ _____</p> <p>(2) 高炉セメントB種の適用部位 ○ _____ (8.2.5)</p> <p>(3) フライアッシュセメントB種の使用部位 ○ _____</p>
▶	11. 骨材	<p>(1) フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材 (8.2.5) ○ 使用する * 使用しない</p> <p>(2) 再生骨材H (8.2.5) ○ 使用する * 使用しない</p> <p>(3) アルカリシリカ反応性による区分 (8.2.5) * A ○ B</p> <p>※ 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関 (大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関) であること。</p>

▷ 12. 混和材料	(1) 混和材料の適用 ○ 適用する ○ 適用しない	(8. 2. 5)
	(2) 混和剤の種類 * 8. 2. 5 (4) (a) による ○ _____	(8. 2. 5)
	(3) 混和材の種類 * 8. 2. 5 (4) (b) による ○ _____	(8. 2. 5)
▶ 13. コンクリートの調査	(1) 構造体強度補正值 (S) (N/mm <sup>2</sup> ) ● 3 N ○ 6 N 適用箇所 * 図示	(8. 2. 5) (表8. 2. 4)
	(2) 8. 2. 5 (5) (b) ⑥7~⑨以外の混和材料 ○ 使用する 使用箇所 * 図示 使用方法及び使用量 * 関係資料を提出し、工事監督員の承諾を受ける ○ _____ ○ 使用しない	(8. 2. 5)
▷ 13. 構造体用モルタルの材料及び調査	(1) モルタルの圧縮強度 ○ _____	(8. 2. 6)
	(2) モルタルのフロー値 ○ _____	
▶ 14. 型枠の材料	(1) せき板の材料 * 合板 ○ _____	(8. 2. 7)
	(2) 合板の厚さ * 12mm ○ _____	
	(3) スリーブに用いる材料 ○ 材種 _____ ○ 規格 _____	(8. 2. 7) (表8. 2. 6)
▶ 15. 型枠工事	(1) 外部に面するコンクリート打増し厚さ * 図示 ○ _____	(8. 7. 8)
	(2) シアコネクタをセパレーターとして使用 ○ 使用する ○ 使用しない	(8. 7. 8)
▶ 16. 普通コンクリート	(1) 設計基準強度 (F <sub>c</sub> ) の値は次のとおりとする。 ○ 18 N/mm <sup>2</sup> 施工部位: _____ ● 21 N/mm <sup>2</sup> 施工部位: _____ ○ ____ N/mm <sup>2</sup> 施工部位: _____	(8. 1. 4)
	(2) コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ 7. 基礎、基礎梁、土間スラブ ○ 18 cm ○ 15 cm 4. 柱、梁、スラブ、壁 * 18 cm	(8. 1. 4)
	(3) 気乾単位容積質量 ○ 適用する ○ 適用しない	(8. 1. 3)
▷ 17. 軽量コンクリート	(1) 設計基準強度 (F <sub>c</sub> ) の値は次のとおりとする。 ○ 18 N/mm <sup>2</sup> 施工部位: _____ ○ 21 N/mm <sup>2</sup> 施工部位: _____ ○ ____ N/mm <sup>2</sup> 施工部位: _____	(8. 1. 4)
	(2) スランブ * 21cm ○ _____	(8. 9. 2)
	(3) 適用箇所 ○ 図示 ○ _____	(8. 9. 1)
	常時土又は水に直接接する部分 ○ 図示 ○ _____	
	(4) 種類 ○ 1種 ○ 2種	(8. 9. 2)
	(5) 気乾単位容積質量 ○ 適用する ○ 適用しない	(8. 9. 2)
▷ 18. 暑中コンクリート	構造体強度補正值 (S) * 6N/mm <sup>2</sup> ○ _____	(8. 10. 2)
▷ 19. 無筋コンクリート	(1) コンクリートの種類 * 普通コンクリート ○ _____	(8. 11. 1)
	(2) 設計基準強度 (F <sub>c</sub> ) の値は次のとおりとする。 * 18 N/mm <sup>2</sup> 施工箇所: _____ ○ ____ N/mm <sup>2</sup> 施工箇所: _____	(8. 11. 1)
	(3) スランブ ○ 15cm ○ _____	(8. 11. 1)
	(4) 表8. 1. 1以外のコンクリートの適用 ○ 適用する 適用箇所 _____	(8. 11. 1)
▷ 20. コンクリート表面の仕上り状態	(1) 合板せき板を用いる場合のコンクリートの打放し仕上げ 種別 ○ A種 * B種 ○ C種 適用箇所 * 図示	(8. 1. 4)
	(2) コンクリート仕上りの平たんさ 種別 ○ a種 * b種 ○ c種 適用箇所 * 図示	(8. 1. 4)

▶ 21. あと施工アンカー

- (1) 材料等 (8. 2. 4)
- 金属系アンカー
    - アンカー本体の径及び埋込み長さ \* 図示
    - 接合筋の種類、径及び長さ \* 図示
    - セット方式 \* 本体打込み式改良型 ○ \_\_\_\_\_
  - \* 接着系アンカー
    - アンカー筋の径及び埋込み長さ
    - アンカーの種類 \* カプセル方式の回転・打撃式 ○ 注入形
    - 接着剤の品質 \* 有機系 ○ 無機系
    - アンカー筋の種類 ○ \_\_\_\_\_
    - アンカー筋の新設壁内への定着の長さ \* 図示
- (2) あと施工アンカーの耐力 引張耐力 \_\_\_\_\_ kN/本 (8. 2. 4)  
せん断耐力 \_\_\_\_\_ kN/本
- (3) 埋込み配管等の探査方法 (8. 12. 4)
- 探査方法： \* 鉄筋探査器(電磁波レーダー法)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
- はつり出しによる
- (4) 性能確認試験 ○ 行う \* 行わない (8. 2. 4)
- (5) 施工確認試験 \* 行う (8. 12. 7)
- 引張試験機による引張試験：確認強度 \_\_\_\_\_ kN
- 行わない

※ 1ロット及び試験の箇所数は8. 12. 7(7)、(イ)による

▷ 22. 鉄骨製作工場

- (1) 鉄骨製作工場の加工能力 (8. 1. 5)
- 建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場
- S ○ H ○ M ○ R ○ J 以上とする

▷ 23. 鋼材

- (2) 施工管理技術者の配置 \* 適用する ○ 適用しない (8. 1. 6)
- (1) 鋼材の種類 (8. 2. 8) (表8. 2. 7)

該当	規格番号	規格名称等	種類の記号	形状	寸法
○				* 図示	* 図示
○				* 図示	* 図示
○				* 図示	* 図示
○				* 図示	* 図示

▷ 24. 鉄骨の工作図

- (2) 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験(JIS G 0901) (8. 2. 14)
- 行う ○ 行わない
- (1) 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (8. 13. 2)
- 図示 ○ \_\_\_\_\_
- (2) 高力ボルト接合のすべり試験 (8. 14. 2)
- \* 行わない
- 行う (試験方法 ○ すべり係数試験 ○ すべり耐力試験)
- (3) 高力ボルト (8. 2. 9)
7. 種類
- \* トルシア形高力ボルト
- \* 建築基準法に基づき認定を受けたもの
  - JIS形高力ボルト(JIS B 1186)
  - \* セットの種類は2種(F10T)
  - ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量 (8. 14. 7)
  - 図示 ○ \_\_\_\_\_
  - 溶融亜鉛めっき高力ボルト
  - セットの種類は1種(F8T相当)
  - 摩擦面の処理方法 (8. 20. 5)
  - ブラスト処理(表面粗度50 $\mu$ mRz以上)
  - りん酸塩処理 ○ \_\_\_\_\_
1. 高力ボルトのねじの呼び \* 図示 (8. 2. 9)
- (4) アンカーボルト
7. 構造用アンカーボルト (標準仕様書7. 2. 4)
- 材質： JIS B 1220構造用両ねじアンカーボルトセット
- 種類 \_\_\_\_\_
1. 建方用アンカーボルト (標準仕様書7. 2. 4)
- 材質： JIS G 3101一般構造用圧延鋼材
- 種類 \_\_\_\_\_

		ウ. 公差域クラス及び仕上げの程度 * 表7.2.3による	
		エ. アンカーボルト及びナットの規格、仕上げの程度 (標準仕様書7.2.4) * 標準仕様書7.2.3(表7.2.3)による	
		オ. アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (標準仕様書7.10.3) ○ A種 * B種 (標準仕様書表7.10.1)	
▷	25. 仮組	(1) 仮組の実施 (8.13.10) * 行わない ○ 行う 仮組を行う範囲 ( * 図示 ○ _____ )	
▷	26. 溶接材料	(1) 溶接棒等及びガスシールドアーク溶接以外の溶接材料 (8.2.10) ○ _____ (2) スタッド(JIS B 1198(頭付きスタッド))の種類 * 図示 (8.2.11) (3) 溶接部の試験 (8.15.12) ○ 平12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 ○ JASS 6付則6[鉄骨精度検査基準]の付表3「溶接」に関する試験方法等 ○ 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 (4) 開先及びスカラップの形状 * 図示 (8.15.4 8.15.7) (5) 技能資格者の技量付加試験 (8.15.3) ○ 行わない ○ 行う 試験要領 ○ 図示 ○ _____ (6) 鋼製エンドタブを切断する場合の適用箇所 (8.15.7) 切断箇所及び切断範囲 * 図示 ○ _____ (7) 鋼製エンドタブを切断する場合の切断面の仕上げ (8.15.7) * グライNDERにより、粗さ100μmRz程度以下及びノッチ深さ1mm程度以下 ○ _____	
▷	27. 柱底均しモルタル	モルタルの種類別 * 無収縮モルタル ○ _____ (8.2.12)	
▷	28. 鉄骨の錆止め塗装	(1) 塗装の範囲及び種別 (8.17.2) 7. 耐火被覆材の接着する面の塗装 ○ 適用しない ○ 適用する 適用する場合の塗装の範囲 ○ 図示 ○ _____ 4. 耐火被覆材の接着する面以外の塗装 ○ 適用しない ○ 適用する 適用する場合の塗装の範囲 ○ 図示 ○ 8.17.2による	
▷	29. 耐火被覆の種類等	ウ. 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種類 (8.17.4) * 表7.4.1のA種 ○ _____ (1) 種類 * 耐火材吹付け ○ 耐火板張り (8.18.2) ○ 耐火材巻付け ○ ラス張りモルタル塗り ○ 耐火塗料等 (2) 材料及び工法等 (8.18.2) ○ 図示 ○ _____ (3) 耐火性能 (8.18.3) ○ 30分耐火 ○ 1時間耐火 ○ _____	
▷	30. 既存部分の撤去等	(1) 既存仕上げ等の撤去範囲 (8.21.2) * 最小限の範囲 ○ 図示 (2) 設備機器、配管等の撤去及び移設 ○ 図示 (8.21.2) (3) 既存構造体の撤去範囲、はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 (8.21.2) ○ 図示	
▷	31. 既存部分の処理	(1) 打継ぎ面となる範囲の目荒らしの程度 (8.21.3 8.22.3 8.23.3) ○ 平均深さ5mm ○ 平均深さ10mm ○ 図示	
▷	32. 既存部との取合い部分の仕様(割裂補強筋)	(1) 形状 ○ スパイラル筋 ○ _____ (8.21.6 8.22.7) (2) 種類 ○ SR235又はSWM-P ○ _____ (3) 呼び径、曲げ直径、ピッチ * 図示 ○ _____	
▷	33. コンクリート及び構造体モルタルの打込み	打込み工法の種類 ○ 流込み工法 (8.21.8 8.23.5) ○ 圧入工法	
▷	34. 仕上げ	各工事後の仕上げ * 図示 (8.21.10 8.22.9 8.23.7 8.24.7)	
▷	35. 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法	柱頭、柱脚の隙間寸法 ○ 図示 ○ _____ (8.23.6)	

▷ 36. 連続繊維補強工法	(1) 材料 ○ 炭素繊維 ○ アラミド繊維 (8. 2. 13) ○ ガラス繊維 ○ _____
	(2) 材質(含浸硬化後) 引張強度 _____ N/mm <sup>2</sup> (8. 2. 12) ヤング係数 _____ N/mm <sup>2</sup>
	(3) 工法 ○ シート工法 ○ テープ工法 (8. 2. 13) ○ ストランド工法 ○ _____
	(4) ひび割れ部の改修 * 行う ○ 行わない (8. 24. 6)
	(5) 柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ○ 図示 (8. 24. 6)
	(6) 連続繊維補強材の強度試験 (8. 24. 6) ○ 行う (試験数量 _____) * 行わない
▷ 37. 耐震スリット新設工事	(1) 施工 (8. 25. 2) 7. 耐震スリットの幅及び深さ ○ 図示 ○ _____ 4. 耐火材の使用箇所及び仕様 ○ 図示 ○ _____ ウ. 遮音材の使用箇所及び仕様 ○ 図示 ○ _____ エ. 既存部分の撤去部の補修 ○ 図示 * 撤去材と同一材で補修 ○ _____
▷ 38. 免震改修工事・制振改修工事・土工事及び地業工事	26節(免震改修工事)、27節(制振改修工事)、28節(土工事及び地業工事)、(8. 2. 15)基礎工事に用いる材料の特記事項は、すべて図示とする。

● 第10章 屋根工事

項目	特記事項									
▶ 1. 長尺金属板の種類	(標準仕様書13. 2. 2) (標準仕様書表13. 2. 1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工部位</th> <th>規格名称(規格番号)</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)</td> <td>○ 0. 4 ● 0. 35</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工部位	規格名称(規格番号)	厚さ(mm)	屋根	* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)	○ 0. 4 ● 0. 35			
施工部位	規格名称(規格番号)	厚さ(mm)								
屋根	* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)	○ 0. 4 ● 0. 35								
▷ 2. 下葺材	下葺材の適用 (標準仕様書13. 2. 2) ○ 適用あり ○ JIS A 6005に基づくアスファルトルーフィング940 ○ 改質アスファルトルーフィング下葺材(一般タイプ、複層基材タイプ、粘着層付タイプ)(釘又はステープルが打てない下地の場合は、粘着層付タイプ) ○ 適用なし									
▶ 3. 長尺金属板の葺き工法等	(標準仕様書13. 2. 3) (1) 形式 * 蟻掛葺き ○ 横葺き ○ 瓦棒葺き (2) 工法 * 立ち巻きはげ工法 ○ 平巻きはげ ○ 溶接 ○ その他(_____)									
▶ 4. 既存撤去範囲	● 既存長尺カラー鉄板 ○ アスファルトルーフィング ○ _____ ○ _____									
▷ 5. 折板葺き	(1) 折板の材料: _____ (標準仕様書13. 2. 2) (標準仕様書表13. 2. 1) * JIS G 3312 ○ _____ (2) 材質の種類: _____ (3) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等: _____ (4) 形式: * 重ね形(K) ○ はげ締め形(H) ○ かん合形(G) (5) 山高: ○ 150mm 厚0. 5mm ○ 175mm 厚1. 0mm ○ _____ 山ピッチ _____ mm (6) 軒先面戸板: * 有り ○ 無し (標準仕様書13. 2. 2) (7) 塗装: * 片面 ○ 両面 (標準仕様書13. 2. 2) (8) 断熱材 (標準仕様書13. 2. 2) ○ 有り (種別 _____ 厚さ _____ mm) ○ 無し 耐火性能等 ○ 耐火30分 ○ 不燃									

● 第11章 その他

項目	特記事項
▷ 1. 埋戻し及び盛土	(標準仕様書3.2.3) (表3.2.1) ○ A種 * B種 ○ C種 ○ D種 C種の場合 (建設発生土受入量 : _____ m <sup>3</sup> ) (発生場所 _____ )
▷ 2. 建設発生土等の処理	○ 場外搬出 (約 _____ km (3.2.5) (捨て場所住所 _____ ) (管理者 _____ ) 捨て土均し ( ○ 有り ○ 無し ) ○ 構内敷均し ○ 構内指示の場所に堆積 (図示による)
▷ 3. 棟番号	(1) 図面図示の箇所に ( * 設置 ○ 記入 )
▷ 4. 換気口	(1) 室内 : プラスチック製 寸法φ150 床下 : * 鑄鉄製 寸法160×375 (防虫網付き) ○ 樹脂製
▷ 5. 連絡板	(1) B L規格品 ○ 6戸用 ○ _____ 戸用
▷ 6. 家屋段階調査	(1) 次のそれぞれの工事終了後、家屋の調査を行うこと。 ○ 杭工事 ○ 基礎工事 ○ 躯体工事 ○ _____ ・ 調査は「補償コンサルタント登録規程 (昭和59年9月21日建設省告示第1341号)」による事業損失部門に登録している業者に調査させること。 ・ 調査箇所は、当該敷地に隣接する敷地の家屋とする。 調査戸数 _____ 戸 ・ 調査内容は、工事監督員と協議すること。
▶ 7. 概数等発注	(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。  なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること。 (2) この工事においては、設計変更図書の作成 (設計変更図面の作成及び工事数量の算出) を受注者に行わせることがある。 (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。 (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。 (5) 概数 7. 工事数量総括表細目別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量 1. 次の項目・数量

区分	設計数量 (単位)		確定数量 (単位)	
	積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量
コンクリート	0.18 m3	0.41 t		
金属	0.75 m3	0.46 t		
木材	5.29 m3	2.28 t		
ガラス・陶磁器類	1.14 m3	0.79 t		
アスファルトフェルト	0.01 m3	0.005 t		
廃プラスチック類	0.03 m3	0.01 t		
断熱材	0.0017 m3	0.001 t		
混合物	1.7700 m3	0.13 t		

**工 事 概 要**

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 電気工作物の種類	● 一般用電気工作物    ○ 事業用電気工作物(自家用電気工作物)
▶ 2. 工事種目 【一般建物】	

名 称	新 営	改 修	施 工 の 範 囲			備 考
電灯設備	○ 一式	● 一式	○ 配管	● 配線	● 器具付	
動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
電熱設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
雷保護設備	○ 一式	○ 一式				
受変電設備	○ 一式	○ 一式				
静止形電源設備	○ 一式	○ 一式				
発電設備	○ 一式	○ 一式				
構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
映像音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
誘導支援設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
中央監視制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
防犯入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内配電線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内通信線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	

【道営住宅】

名 称	新 営	改 修	施 工 の 範 囲			備 考
電灯・コンセント設備 (住戸内)	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
幹線設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
雷保護設備	○ 一式	○ 一式				
受変電設備	○ 一式	○ 一式				
共用灯設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
電話配管配線設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
呼出設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
誘導支援設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内配電線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内通信線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
水道集中検針設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
集中給油設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
緊急通報設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
電波障害防除設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	



▶ 3. 設備概要

本工事対象建築物の設備概要は下記のとおりとする。  
 なお、改修工事にあつては改修工事後の設備概要を示し、本工事の対象となつていない設備については記載していない。

引込（電力）	<input type="radio"/> 架空	<input type="radio"/> 地中
引込（通信）	<input type="radio"/> 架空	<input type="radio"/> 地中
受電方式	<input type="radio"/> 低圧受電（ <input type="radio"/> 電灯 <input type="radio"/> 動力） <input type="radio"/> 高圧受電 _____ K V	
受電設備	<input type="radio"/> 非常電源専用受電設備 <input type="radio"/> 屋内 <input type="radio"/> 屋外 <input type="radio"/> キュービクル式 <input type="radio"/> 高圧スイッチギア 変圧器 単相 計 _____ K V A 三相 計 _____ K V A	
自家発電装置	種別	<input type="radio"/> ディーゼル機関 <input type="radio"/> ガス機関 <input type="radio"/> ガスタービン機関 発電機出力 _____ K V A 燃料 <input type="radio"/> 軽油 <input type="radio"/> A 重油 <input type="radio"/> 灯油 <input type="radio"/> 燃料ガス
その他発電装置	<input type="radio"/> 燃料電池発電装置 <input type="radio"/> 太陽光発電装置 <input type="radio"/> 風力発電装置	
直流電源装置	<input type="radio"/> 鉛蓄電池	<input type="radio"/> C S 形 <input type="radio"/> P S 形 <input type="radio"/> M S E 形 <input type="radio"/> 長寿命 M S E 形 <input type="radio"/> H S E 形 <input type="radio"/> アルカリ蓄電池 <input type="radio"/> ポケット式 <input type="radio"/> 焼結式 <input type="radio"/> 焼結式シール形
直流電源装置の用途	<input type="radio"/> 受変電機器制御電源 <input type="radio"/> 非常用照明	
UPS 装置	<input type="radio"/> 常時インバータ給電方式簡易形 <input type="radio"/> 常時インバータ給電方式 <input type="radio"/> ラインインタラクティブ方式 <input type="radio"/> 常時商用給電方式	
UPS 装置の用途	( _____ )	
照明制御装置	<input type="radio"/> 人感センサ <input type="radio"/> 明るさセンサ <input type="radio"/> タイマ <input type="radio"/> その他 ( _____ )	
幹線設備	電灯	<input type="radio"/> 単相 3 線式 200 / 100 V 50 H z
	動力	<input type="radio"/> 三相 3 線式 200 V 50 H z



火災報知設備

(1) 自動火災報知設備

受信機 \_\_\_\_\_ 形 \_\_\_\_\_ 級 \_\_\_\_\_ 回線

- 単独盤                       複合盤  
 壁掛形                       自立形

副受信機 \_\_\_\_\_ 台 \_\_\_\_\_ 回線

- 自動試験機能                       遠隔試験機能  
 G P 型 3 級受信機 (住戸内)

発信機 \_\_\_\_\_ 形 \_\_\_\_\_ 級                       組込形                       露出形

警報ベル                       露出形                       組込形

総合盤                       単独 (                       露出                       埋込)

消火栓箱組込形                      (消火栓箱は別途工事)

(2) 自動閉鎖設備

自動閉鎖装置連動制御器                       単独盤                       複合盤

(3) 非常警報設備

- 一体型                       複合型  
 その他 (                       非常ベル                       表示灯                       起動装置)

(4) ガス漏れ警報設備

施工の範囲                       配管                       配線

基台 (警報機は別途)

器具付け

基台は警報出力接点付き、アダプター付きとする。

ガス種別                       L P G                       都市ガス

中央監視装置

- 警報盤  
 簡易型監視制御装置  
 監視制御装置

防犯入退室  
管理設備

- センサ                       マグネットスイッチ  
 バイブレーションスイッチ  
 パッシブセンサ  
 制御部                       キースイッチ  
 暗証番号入力装置  
 磁気カード  
 I C カード  
 機器類は施設管理者リース品である。

外灯設備

架空                       地中

ポール種別

- 鋼製塗装                       アルミ                       溶融亜鉛メッキ塗装  
 埋込式                       ベースプレート式

ランプ

- L E D  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

点滅方式

- 自動式 (                       自動点滅器                       タイマ )  
 手動式

電波障害防除設備

施工方法                       架空配線式                       地中配線式

アンテナ対策                       C A T V

受信点                       当該施設のテレビアンテナより分岐

新設

既設電波障害防除施設より分岐

	<p>【道営住宅】</p> <p>緊急通報設備</p> <p>○ 主監視盤 _____ 窓      ○ 副監視盤 _____ 窓</p> <p>電話回線使用      ○ 有り      ○ 無し</p> <p>外部通報      ○ 有り      ○ 無し</p>
--	---

**● 電気設備共通事項**

項 目	特 記 事 項							
<p>▷ 1. 電気保安技術者</p> <p>▷ 2. 諸手続</p> <p>▷ 3. 試運転調整</p> <p>4 指定仮設</p> <p>▷ 5. 足場及び橋類</p> <p>▷ 6. 交通誘導警備員</p>	<p>電気主任技術者を補佐し、工事監督員の承諾を受け電気工作物の保安業務を行う電気保安技術者をおくこと。</p> <p>本工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、受注者が代行し速やかに行い、費用は全て受注者の負担とする。</p> <p>この工事に必要な試運転調整の費用は全て受注者の負担とする。 * なし      ○ 本工事（仮設計画図による）</p> <p>別契約の関係受注者の定置する足場、栈橋の類は、無償で使用できる。</p> <p>建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。</p> <p>なお配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。</p> <p>配置位置：図面による。</p> <p>警備員詰所：（ ○ 設ける      ○ 設けない）</p> <p>表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</td> <td>交通誘導警備員区分</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </table> <p>市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。</p> <p>交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は工事監督員と協議すること。</p>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分							
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A							
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							
<p>▷ 7. 工事用動力水等</p> <p>1) 工事用水</p> <p>2) 工事用電力</p>	<p>本工事に必要な工事用動力、照明、用水費等は受注者の負担とする。</p> <p>構内既存の施設      ○ 利用できる（ * 有償      ○ 無償） * 利用できない</p> <p>○ 利用できる（ * 有償      ○ 無償） * 利用できない</p>							
▷ 8. 使用機材等	<p>使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 版設備機材等指定名簿」による。</p>							
▷ 9. 製品の検査	<p>次の機器は原則、工事監督員立会のもとに工場検査を行うこと。</p> <p>（ _____ ）</p>							
▷ 10. 参考図	<p>図中参考図の寸法は概略寸法とする。</p>							
▶ 11. 発生材の処理	<p>共通事項特記仕様書による。</p>							
▷ 12. 小型2次電池の処理	<p>J B R Cの回収システムを利用すること。</p>							
▷ 13. イオン化式感知器の処理	<p>共通事項特記仕様書 第1章 16による。</p>							
▷ 14. 概数等発注	<p>(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないこと に留意すること</p> <p>(2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることができる。</p>							





○ 電力設備工事

項 目	特 記 事 項																
▷ 1. フロアコンセント	床： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ 上下可動形 ○ ハイテンションアウトレット 床（○Aフロア）： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ ハーネス式 材質： ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂 床（ステージ）： ○ プラグ収納形（アルミ合金鋳物プレート製）																
▷ 2. タンブラスイッチ	○ 大角形連用 （ ○ 住戸内 ○ 共用部 ○ ） ○ ワイドハンドル形 （ ○ 住戸内 ○ 共用部 ○ ） 道営住宅階段用は位置表示灯付きとする。																
▷ 3. コンセント	特殊コンセントは表示及びプラグ付きとする。 ○ 大角形連用 （ ○ 住戸内 ○ 共用部 ○ ） ○ ワイド形 （ ○ 住戸内 ○ 共用部 ○ ） ○ 単一形 （ ○ 住戸内 ○ 共用部 ○ ）																
▷ 4. 住戸内分電盤 【道営住宅】	住戸内の分電盤は、樹脂製とし、リミッタースペース付き、中性線欠相保護機能付き、過電流保護機能付きとする。																
▷ 5. インバータ装置の 規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、原則として下表の数値以上とする。																
<table border="1"> <tr> <td>電動機出力(kW)</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>インバータ効率(%)</td> <td>85.0</td> <td>87.0</td> <td>88.5</td> <td>89.5</td> <td>90.0</td> <td>90.5</td> <td>91.0</td> </tr> </table>		電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5										
インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0										
<table border="1"> <tr> <td>電動機出力(kW)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>インバータ効率(%)</td> <td>91.5</td> <td>92.0</td> <td>92.5</td> <td>93.0</td> <td>93.5</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> </tr> </table>		電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45	インバータ効率(%)	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5
電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45										
インバータ効率(%)	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5										
▷ 6. 雷保護設備適用規格	・ 電動機の供給電圧は200V又は400V ・ インバータ効率は100%負荷時の効率 ○ JIS A 4201:2003 保護レベル ○ I ○ II ○ III ○ IV ○ JIS A 4201:1992																
▷ 7. 幹線 【道営住宅】	○ プレハブケーブル ○ EM-CEケーブル ○ IE																
▷ 8. 接地極	A種・B種・C種接地は銅板（900×900×1.5t）とし、それ以外の接地は銅又は銅覆鋼製接地棒とする。 (2) 接地極上端の埋設深さは、凍結深度以上とする。ただし、凍結深度0.75m未満の場合は、埋設深さを0.75mとする。																
▷ 9. 接地極埋設標	形状は、140H×90W×1.0tとし、文字は刻記、腐食加工とし、設置者名は「北海道」とする。 材質はステンレス製とする。																
▷ 10. 分電盤等の予備配管	予備の配線用遮断器が4個以下の場合は、（PF22）相当を1本以上、5個以上の場合は、（PF22）相当を2本以上を二重天井内まで立ち上げるものとする。ただし、シャフト内は適用しない。																
▷ 11. 電動機等への接続	別途工事の電動機等への配線接続は本工事とする。																
▷ 12. 住戸内の屋内配管及びボックス	○ 内装プレハブ（該当箇所の配管及びボックスについて、専門業者と協議すること。） ○ 内装在来工法																





● 構内配電線路設備  
構内通信線路設備

項 目	特 記 事 項
<p>▷ 1. 標識シート</p> <p>▷ 2. ケーブル標識</p> <p>▶ 3. 高圧柱上機器仕様</p> <p>▷ 4. 高圧ケーブルの屋外端末処理仕様</p> <p>▷ 5. 端末処理者銘板</p> <p>▷ 6. ハンドホール</p> <p>▷ 7. ケーブル保護管</p> <p>▷ 8. 外灯遮断方式</p> <p>▷ 9. 外灯金属部の接地</p> <p>▷ 10. 土工</p>	<p>(1) シートは、繊維補強付樹脂シートとし、2倍以上重ね合わせ、おおむね2mの感覚で用途又は電圧種別（通信線路は用途）を表示する。</p> <p>(2) 埋設シートを設ける範囲は次による。</p> <p>○ 高圧又は特別高圧      ○ 低圧      ○ 通信線路</p> <p>高圧用・低圧用； コンクリート製（80角×300）の頂部に矢印（赤）を刻印したもの。</p> <p>通信用； コンクリート製（80角×300）の頂部に矢印（黄）を刻印したもの。</p> <p>鉄製（舗装面用）；25φ</p> <p style="text-align: center;">7.2 K V      _____ A</p> <p>○ 耐塩形      ○ 重耐塩形      ○ 過電流ロック付</p> <p>○ 地絡保護装置付      ○ 密閉形</p> <p>○ 耐塩形      ○ 重耐塩形</p> <p>屋内外とも、高圧ケーブルの端末処理者銘板を取り付けること。</p> <p>ハンドホールにケーブル支持金物（亜鉛メッキ軽量形鋼同等品）を2本以上取り付け、接地する。（低圧を除く）</p> <p>内外面溶融亜鉛めっき厚鋼電線管とする。（土中は防食テープ巻き）</p> <p>外灯ポール内には配線用遮断器（防水仕様）を設置する。</p> <p>ポールごとに接地極を設置する。</p> <p>発生土等の処理</p> <p>○ 構外搬出（約 _____ km） 捨て場所（ _____ ） 捨て土ならし      ○ 有り      ○ 無し</p> <p>○ 構内敷ならし      ○ 構内指示場所に堆積</p> <p>埋め戻し</p> <p>○ 掘削土の良質土      ○ （ _____ ）</p> <p>管周囲の保護</p> <p>○ 山砂      ○ 掘削土の良質土</p>

## ● 機器取り付け高さ

項 目	特 記 事 項
-----	---------

▷ 1. 機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。

### 【一般建物】

	名 称	測 定	取 付 高 (mm)
共電 通力	取引用計器	地上～窓中心	1, 800～2, 000
	引込開閉器	床上～中心	1, 800
電 灯	分電盤	"	1, 500 (上端1, 900以下)
	スイッチ	"	1, 150
	コンセント (一般)	"	500
	" (和室)	"	200
	" (台上)	台上～中心	150
	" (土間)	床上～中心	800～1, 300
	ブラケット (一般)	"	2, 100～2, 500
	" (踊場)	"	2, 500
	" (鏡上)	鏡上端～中心	150
動 力	壁掛形制御盤	床上～中心	1, 500 (上端1, 900以下)
	開閉器箱	"	1, 500
	操作スイッチ	"	1, 300
電 話	端子盤	床上～下端	500
	保安器箱	床上～中心	2, 000
	壁付位置ボックス	"	500
	" (和室)	"	200
	壁付インターホン	"	1, 150
	壁付位置ボックス	"	1, 150
" (和室)	"	200	
時 計 拡 声	壁掛形親時計	"	1, 500 (上端1, 900以下)
	子時計	"	2, 300
	壁掛形スピーカ	"	2, 300
	アッテネーター	"	1, 150
表 示	表示盤	"	2, 300
	壁付発信器	"	1, 150
	ベル・ブザー・チャイム	"	2, 300
	壁付ボタン	"	1, 150
" (和室)	"	1, 000	
テ レ ビ 受 信	分配器箱	床上～上端	1, 900
	テレビアウトレット	床上～中心	500
	" (和室)	"	200
	収容箱	床上～上端	1, 900
火 災 報 知	受信機・副受信機	床上～中心	1, 500
	総合盤	"	1, 300
	発信機	"	1, 300
	電鈴	"	2, 300

### 【道営住宅】

	名 称	測 定	取 付 高 (mm)
電	分電盤 (共用等)	床上～中心	1, 500～2, 100
	分電盤 (住戸用一般)	"	1, 650
	分電盤 (住戸用 車いす対応)	"	1, 200
	スイッチ	"	1, 000
	コンセント (一般)	"	400
	" (和室)	"	300

灯	" (台上)	台上～中心	150
	" (冷蔵庫用)	床上～中心	1,800
	" (給湯器・洗面台用)	"	1,300
	ブラケット (一般)	"	2,100～2,500
	" (踊場)	"	2,500
電話	壁付位置ボックス	床上～中心	400
	" (和室)	"	300
表示	壁付発信器	"	1,000
	ベル・ブザー・チャイム	"	1,900～2,300
	多目的便所呼出ボタン	"	1,000
イン ホ ン タ ー	壁付インターホン	"	1,000
	壁付位置ボックス	"	1,000
共 同 受 信 テ レ ビ	テレビアウトレット	"	400
	" (和室)	"	300
火 災 報 知	受信機	床上～操作部	800～1,500

● | 工 事 概 要

項 目	特 記 事 項			
▶ 1. 工事種目	名 称	新 設	改 修	摘 要
	空気調和設備工事	○ 一式	○ 一式	
	暖房設備工事	○ 一式	○ 一式	
	冷房設備工事	○ 一式	○ 一式	
	換気設備工事	○ 一式	○ 一式	
	排煙設備工事	○ 一式	○ 一式	
	給油設備工事	○ 一式	○ 一式	
	自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内給水設備工事	○ 一式	● 一式	
	屋外排水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内排水設備工事	○ 一式	● 一式	
	屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式	
	衛生器具設備工事	○ 一式	● 一式	
	消火設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	撤去工事	○ 一式	● 一式	
		○ 一式	○ 一式	
		○ 一式	○ 一式	
※ 種目は●印を付したものを適用する ※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう ※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう ※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう				

● 機械設備共通事項

項 目		特 記 事 項												
▶ 1. 配管 1) 配管材料														
管 種	施 工 区 分													
	冷 温 水	冷 却 水	蒸 気 水	温 水	給 油	冷 媒	給 水	給 湯	排 水	通 気	消 火	ガ ス	雨 水	
<input type="radio"/> 配管用炭素鋼鋼管(白)														
<input type="radio"/> " (黒)														
<input type="radio"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)														
<input checked="" type="radio"/> 塩ビライニング鋼管(VA)							●			●				
<input type="radio"/> " (VB)														
<input type="radio"/> 排水用塩ビライニング鋼管														
<input type="radio"/> 耐熱性塩ビライニング鋼管														
<input type="radio"/> 外面被覆鋼管														
<input type="radio"/> ナイロンコーティング鋼管														
<input type="radio"/> ステンレス鋼管														
<input type="radio"/> 銅管(M)														
<input type="radio"/> 保温付被覆鋼管														
<input type="radio"/> 被覆鋼管														
<input checked="" type="radio"/> ビニル管(VP)										●	●			
<input type="radio"/> " (VU)														
<input type="radio"/> 樹脂管														
<input type="radio"/> 耐火二層管														
<input type="radio"/> ポリエチレン管														
<input type="radio"/> 合成樹脂製可とう電線管														
<input type="radio"/> 鉛管														
<input type="radio"/> コンクリート管														
<input type="radio"/> 鋳鉄管										↑				
<input type="radio"/>										ブ				
<input type="radio"/>										ロ				
<input type="radio"/>										ア				
<input type="radio"/>										エ				
<input type="radio"/>										ア				
<input type="radio"/>										配				
<input type="radio"/>										管				
2) 弁類	<p>※ 該当項目に●印をつける。</p> <p>2列書きになっている部分は左側屋外配管、右側屋内配管とする 水道直圧及び高置タンクまでは10kとし、他は各種配管の水圧検査圧力 値を超える最高許容圧力を有するバルブとする</p> <p>3) 試験 配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施 工前に行う</p> <p>圧力値、保持時間は、標準仕様書第2編 2.9.2から2.9.5による 試験終了後、報告書を工事監督員に提出すること</p> <p>4) ねじ加工 <input type="radio"/> 転造ねじ加工 ( 蒸気還水管 )</p>													

5) ステンレス鋼管継手の種類

種類	冷温水	冷却水	温水	給水	給湯	消火	備考
<input type="radio"/> プレス							ダブルプレス
<input type="radio"/> 拡管式							
<input type="radio"/> 溶接							
<input type="radio"/> ハウジング継手							

6) 埋設配管

- 防食処理  土中  
 ペトロラタム系防食テープ ( )  
 ブチルゴム系絶縁テープ ( )  
 コンクリート内  
 プラスチックテープ ( )

地中埋設標・埋設表示テープ・屋外配管埋設深さ

	地中埋設標		埋設表示テープ		屋外配管埋設深さ		
	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	車両道路	道路以外	凍結深度
給水配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL- m以上	GL- m以上	GL- m以上
ガス配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	
油配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	

7) 溶接部の検査

要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する

- 目視検査  非破壊検査 (溶接部の種類 : )  
(検査の種類 : )  
(配管種別 : )  
(使用圧力 : )  
(抜き取り率 : )

8) 配管洗浄

詳細は標準仕様書の当該事項による  
 冷温水管 ● 給水管 (  1次側 ● 2次側 )  
 冷却水管  給湯管  受水タンク  高置タンク  
 貯湯タンク  給湯用膨張タンク  
高周波洗浄もしくは同等以上の方法による  
飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う

▶ 2. 保温

1) 配管

標準仕様書第2編3.1.4及び5のうち保温材及び外装材は次による  
断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと

- 保温材 ● グラスウール ( 給水 )  
 ロックウール ( )  
ポリスチレンフォーム ( )
- 外装材 ｲ) 屋内露出  
● 合成樹脂製カバー ( 給水 )  
 アルミガラスクロス ( )  
 その他 ( ) ( )
- ロ) 機械室・書庫・倉庫  
● アルミガラスクロス ( 給水 )  
 その他 ( ) ( )
- ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中  
 アルミガラスクロス ( )  
 その他 ( ) ( )

2) ダクト

ニ) 床下・暗渠内

- 着色アルミガラスクロス ( )
- アルマット ( )
- 保温なし (排水 )
- その他 (防水麻布=既設給水 )

外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温を行う

- 保温材
- グラスウール ( )
  - ロックウール ( )
  - ポリスチレンフォーム ( )
  - その他 ( )

外装材 ⅴ) 屋内露出

- 合成樹脂製カバー
- 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
- アルミガラスクロス
- カラー亜鉛鉄板
- ステンレス鋼板
- その他 ( )

ⅵ) 機械室・書庫・倉庫

- アルミガラスクロス
- 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
- 合成樹脂製カバー
- カラー亜鉛鉄板
- ステンレス鋼板
- その他 ( )

ⅶ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中

- アルミガラスクロス
- その他 ( )

ニ) 外気取入用ダクト及び排気用ダクト

- アルミガラスクロス
- その他 ( )

範囲 ⅴ) 外気取入用ダクト ・ 全て

- ⅵ) 排気用ダクト  全て  その他 ( 外壁より1.5m以内 )

3) 機器類

- 冷温水ヘッダー
- 冷水ヘッダー
- 冷温水タンク
- 冷水タンク
- 温水タンク
- 蒸気ヘッダー
- 温水ヘッダー
- 熱交換器
- 還水タンク
- 膨張タンク

- 保温材
- グラスウール
  - ロックウール
  - その他 ( )

- 外装材
- カラー亜鉛鉄板
  - 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
  - ステンレス鋼板
  - その他 ( )

4) 冷媒被覆銅管

外 径	6.35	9.52	12.7	~	50.8
被覆厚					

5) 煙道  
排気筒

- 保温材
- ロックウール
  - その他 ( )
- 外装材
- カラー亜鉛鉄板
  - 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
  - ステンレス鋼板
  - その他 ( )

6) 消音内貼り

施工方法は標準仕様書の当該事項による

施工個所は図示したダクト及びチャンバー類とする

- 使用材料
- グラスウール
  - その他 ( )
- 厚さ
- 25mm
  - 50mm

消音内貼チャンバーの寸法は外法寸法とする

- ラス押え  有 ( )  無

ⅴ. 屋内露出は、室内環境対応・配慮形塗料又は水性系塗料の合成樹脂調合ペイントとする。  
但し煙道、煙突は耐熱塗装とする。

▷ 3. 塗装

	ロ. 裸管	○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント ・ 蒸気管 機械室内は、アルミニウムペイント 居室及び隠ぺいは、さび止めペイント
	ハ. 支持金物及び架台類	○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント
	ニ. ダクト	* 合成樹脂調合ペイント
	ホ. その他	○ アルミニウムペイント ○ 調合ペイント
▷ 4. ダクト及びダクト付属品	方式	○ 低圧 ○ 高圧1 ○ 高圧2 ○ その他 ( )
1) ダクト	工法	○ アングルフランジ ( ) ○ コーナーボルト ( ) ( ○ 共板フランジ ○ スライドオンフランジ )
	種別	○ 鉄板 ( ) ○ スパイラルダクト ( ) ○ 硬質塩化ビニル管 (VU) ( ) ○ 矩形 (アングルダクト工法) ( ) ○ その他 ( )
2) チャンバー等	イ. 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー、ホッパーには排水を設ける	
	ロ. シーリングディフューザーには下記の接続ボックスを設ける	
	イ) ネック径200φ以下	: 400×400×250H
	ロ) " 200φをこえるもの	: 500×500×300H
	ハ. 線状吹出口には、下記の接続ボックスを設ける	
	イ) BL-S、BL-D	: 200×(長さ+100)×300H
	ロ) BL-T、BL-K	: 250×(長さ+100)×300H
	ニ. 天井付制気口には、特記なき場合(制気口寸法+100)×250Hの接続ボックスを設ける	
3) 防雪フード	イ. 材質	ステンレス鋼板製 ○ SUS430 ○ SUS304 ○ その他 ( )
4) 排気フード	ロ. 板厚	( ) mm
	イ. 幕板	○ 本工事 ステンレス鋼板製 ○ SUS430 ○ SUS304 ○ 別途工事 ○ ( ) mm
5) セルフード	○ 丸形フード ○ 防風形フード ○ その他 ( )	
	材質	○ ステンレス製 ○ アルミニウム製 ○ その他 ( )
6) 風量測定口	取付箇所	1. 特記した風量調整ダンパーの上流又は下流 2. 送排風機、空調機に近接した風道の部分 3. 外気取入風道の部分 4. その他指定部分
▷ 5. 制気口	材質	○ 樹脂製 ( ) ○ 鋼板製 ○ アルミニウム材製 ○ その他 ( )
1) 吹出口・吸込口		
▶ 6. 貫通部の処理		
1) 穴埋補修		穴埋補修は無収縮モルタル又はロックウール保温材で補修する なお、ロックウール保温材の場合は脱落防止の措置を施す
2) 防火区画の処理	イ. 不燃材料の配管で貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で埋める	



- ▶ 7. 吊り及び支持
  - ロ. 不燃材料以外の配管で貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする
  - ハ. スパンドレイルについてセルフードは抵触しない事
  - イ. インサート金物は、吊りボルトに対し、適正なサイズのものを選定する
  - ロ. 断熱材使用箇所におけるインサート金物は、断熱インサート金物とする
- ▶ 8. スリーブ
  - ハ. 吊り用ボルトは、ピット内及び床下は被覆全ねじ又は丸鋼とする
  - イ. 標準仕様書（第2編 第2章の2.2.27）による
  - ロ. 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ
    - ※つば付き鋼管スリーブ
    - 非加硫ブチルゴム系止水材（使用部位： ）
- ▷ 9. はつり及び穴あけ（改修工事等）
  - 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則として、ダイヤモンドカッターによる
  - 口径は、原則として管の外径（保温されるものにあつては保温材の厚さを含む）より20mm程度大きなものとする
- ▷ 10. インサート及びアンカー
  - 改修工事において、既存のインサート及びアンカーホルトは、原則として、使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアンカーを再使用する場合は、状態及び強度を確認し、十分に清掃を行ってから使用する。
  - また、引張強度の確認試験については、工事監督員と協議する
  - 機器の固定
    - アンカーの耐震計算を行う機器等
    - \* 工事監督員と協議する
    - 無し
  - 確認試験
    - イ. あと施工アンカーの性能確認試験 ○ 行う \*行わない
    - ロ. あと施工アンカーの施工後確認試験
      - \* 行う 確認強度は工事監督員と協議する
      - 行わない
- ▶ 11. 耐震措置
  - 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行う
    - 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ● 乙類
  - (1) 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
1階及び	1.0	0.6	0.6	0.4
地下階	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) ( ) 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

(2) 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び	1.5	1.0	1.0	0.6
地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは重要機器以外をいう

- イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器
- ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器
- ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器
- ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器
- ホ. その他これらに類する機器

重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す  
また、水槽類にはオイルタンク等を含む

▶ 12. 総合試運転調整等

- 風量調整      ● 水量調整      ○ 室内外空気の温度
- 室内外空気の湿度      ○ 室内気流及びじんあいの測定
- 騒音の測定      ○ 飲料水の水質の測定

総合試運転調整完了後、機器等の運転状態の記録及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を工事監督員に提出する

測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する

▷ 13. 仮設工事

- 1) 工事用水
- 2) 工事用電力
- 3) 足場
- 4) 交通誘導警備員

- 構内既存の施設      ○ 利用できる ( \* 有償      ○ 無償 )  
\* 利用できない
- 構内既存の施設      ○ 利用できる ( \* 有償      ○ 無償 )  
\* 利用できない

別契約の関係請負者の定置する足場、栈橋の類は、無償で使用できる建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること

なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による

配置位置：図面による

警備員詰所：( ○ 設ける      ○ 設けない)

表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。

交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。

5) 指定仮設

- \* なし      ○ 本工事（仮設計画図による）

▷ 14. 土工事

- 1) 管周囲の保護
- 2) 埋戻し土
- 3) 建設発生土等の処理

- \* 山砂の類      ○ 良質土      ○ その他
- \* 掘削土の良質土      ○ 山砂の類
- 場外搬出（約      km      捨て場所      ）
- （捨て場所住所：      ）
- （管 理 者：      ）
- 捨て土均し（ ○ 有り      ○ 無し）
- 構内敷均し      ○ 構内指示の場所に堆積（図示による）
- 構外敷均し

4) 山留め施工

▷ 15. 地業工事  
1) 砂利地業

▷ 16. コンクリート工事  
1) コンクリート強度

▷ 17. 使用機材

○ 処理費 ( \* 有償 ○ 無償 )  
○ 有り ( 工法 : ) ○ 無し

\* 再生クラッシュラン ○ 切込砂利 ○ 切込碎石  
砂利地業の厚さ \* 100mm以上  
○ mm ( )  
JIS A5001 (道路用碎石) C-40程度

機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋

強 度	○ 16N/mm2	○ 18N/mm2	○ 21N/mm2
スランプ	cm	cm	cm
施工箇所			

鉄筋種別	異形鉄筋 ○ SD295A ○ SD345 ○ SD390
補強筋	壁開口部 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による
	床開口部 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による
	その他 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による

使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和3年度版設備機材等指定名簿」及び本仕様書のメーカーリストによる

○ メーカーリスト

機 器 名	指 定	製 造	所

● 給 水 設 備

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 給水方式	● 水道直結直圧方式 ○ 水道直結増圧方式 ○ ポンプ直送方式 ( ● 上水 ○ 井水 ) ○ 高置タンク方式 ( ○ 上水 ○ 井水 )
▷ 2. 屋外給水引き込み管	既設配水管 ( ○ 分水新設 ○ 既設分水以降接続 ) 既設敷地内給水引き込み管 ( ○ 分水新設 ○ 既設分水以降接続 ) 配水管新設 ( ○ 負担金 ○ 専用 ○ 布設替 )
▷ 3. 量水器	○ 借受品 ○ 新品購入 (水道管理者指定品)
▷ 4. 量水器柵	○ 水道管理者指定品 ○ 図内規格品
▷ 5. 量水器集中検針盤 計装工事区分	* 集中検針盤から量水器までの計装配管配線は本工事 ○ その他 ( )
▷ 6. 量水器集中検針盤 試験調整工事区分	* 集中検針盤から量水器までの通信状況確認は本工事 ○ その他 ( )
▷ 7. 受水タンク	イ. ○ 上水用 ( ) ○ 本工事 ○ 別途工事 ロ. ○ 井水用 ( ) ○ 本工事 ○ 別途工事 ハ. 制御方法 フロートレススイッチ ボールタップ・定水位調整弁 その他 ( )
▷ 8. 給水装置	ニ. 警 報 ○ 満水 ○ 減水 ○ 低水位遮断 ○ 故障 イ. 給水ポンプ ○ 揚水用ポンプ ○ 床置型 ○ 水中型 ○ 水道用直結加圧形ポンプユニット



▷ 5. その他	<p>○ 屋内雑排水管 ● 汚水管 ● 大便器 ○ 小便器 ○ 洗面器  ○ 掃除流し ○ 事務室流し ○ 厨房流し ○ グリーストラップ  ・洗浄吐出圧力7MPa、吐出量40～70ℓ/minで清掃  清掃後、消毒剤にて消毒洗浄する</p> <p>○ 屋外排水管 ○ 排水桝  ・洗浄吐出圧力7MPa、吐出量40～70ℓ/minで清掃</p> <p>○ ルーフドレン管</p> <p>ロ. 消毒剤  ・次亜塩素酸ナトリウム溶液 濃度 100mg/ℓ</p> <p>換気ドレン、水抜ドレン、バルコニードレン及び耐火二層管は保温を施さない</p>
----------	---

<b>● 衛生器具</b>	
項 目	特 記 事 項
▶ 1. 衛生器具及び付属機器	図内器具表による